

おくものべ
奥物部ふれあいプラザ
ひなんしよ かいせつ
避難所の開設
うんえい てび
運営の手引き

ほんしよ て かた
本書を手にした方へ

ほんしよ ひなんしよ かいせつ うんえい てじゆん する てびきしよ
本書は、避難所の開設と運営の手順を記した手引書です。

これより、ひなん されてきたみなさんに、ひなんしよ かいせつ うんえい
避難されてきた皆さんに、避難所を開設し、運営していた
ますが、まずは、ほんしよ よ まえ ほんしよ も おくがい あんぜん ばしよ
本書を読む前に、本書を持って屋外の安全な場所
(たてもん しょうめんまえ ちゅうしゃじょう ちゅうおうぶ いたう
建物の正面前の駐車場の中央部など) へ移動してください。

なお、いたうさき ひなんしよ かいせつ ひなん かた たいき
移動先は、避難所を開設するまでは、避難されてきた方の待機
ばしよ かなら いたうさき あんぜん かくにん
場所となりますので、必ず、移動先の安全を確認してください。



かなら 必ず はじめに お読みください

みな ねが 皆さんへのお願い

だいしんさい お さまざま こんらん しょう ぎょうせい うんえい こうつうき かん じょうほう
大震災が起こると、様々な混乱が生じ、行政運営、交通機関、情報
でんたつ にちじょうてき ぜんぱんてき きのう
伝達など、日常的にあたりまえであったことが全般的に機能しなくなりま
す。

このようなときは、皆さんの助け合いが大切です。皆さんで作業を分担
し、協力し合って、避難所を開設し、運営していただきますようお願い
します。

あんぜん かくほ おくがいたいき 安全の確保（屋外待機）

だいしんさい たてもの どうかい かさい おそ あんぜん かくにん
大震災にあった建物は、倒壊や火災などの恐れがあります。安全を確認し
ないまま建物内に避難所を開設してしまうと大変危険です。

かずおお かた ひなん き たてもの あんぜん かくにん あいだ
数多くの方が避難して来ますが、建物の安全が確認されるまでの間は、
どのような理由があっても、建物内に立ち入ってはなりません。

また、建物の周辺も外壁等が落下してくる危険性がありますので、近づ
いてはなりません。建物の安全が確認されるまでは屋外の安全な場所（建物
しょうめんまえ ちゅうしゃじょう ちゅうおうぶ たいき ひなんしゃ みな
の正面前の駐車場の中央部など）で待機してください。避難者の皆さん
たが よ あ たいきばしょ あつ
が互いに呼びかけ合いながら、待機場所へ集まってください。

ひなんしゃ かいせつ たいきばしょ かずおお ひなんしゃ あつ
なお、避難所を開設するまでは、待機場所に数多くの避難者が集まるため、
たてもの しきちない しやりょう しんにゅう ちゅうい
建物の敷地内へ車両を進入させないように注意してください。

か き げん きん とう 火気厳禁等

だいしんさい たてもの きけんぶつ ちゅうい
大震災にあった建物では、危険物にも注意しなければなりません。ガスや
ねんりょう も おそ たいへんきけん
ガソリンなどの燃料が漏れている恐れがあり、大変危険です。

だいしんさい じ へいじょう しょうかつどう おこな あんぜん
大震災時には、平常どおりの消火活動を行うことができません。安全が
かくほ か き しょう たばこ きつえんなど ひか
確保されるまでは火気を使用しないようにしてください。煙草の喫煙等も控
えるようによびかけあってください。

か き しょう じょうたい ひ もと じゅうぶん ちゅうい
なお、火気を使用できる状態になっても、火の元には十分に注意すると
か き しょう かなら しょうか かくにん
ともに、火気を使用したときは必ず消火したことを確認してください。

てびきしょ この手引書について

ひなんしょ かいせつ うんえい ひつよう ほんしょ
避難所の開設と運営についての必要なことを本書にまとめましたが、あら
ひさいじょうきょう たいおう かんべき
ゆる被災状況に対応するような完璧なものではありません。

ほんしょ する てじゆん きほん とき ひさいじょうきょう おう さいぜん ほうほう
本書に記した手順を基本として、その時の被災状況に応じた最善の方法
みな かんが さぎょう みな み あんぜん ゆうせん
を皆さんで考えて作業してください。このとき、“皆さんの身の安全を優先
する”ことが一番大切であることを忘れないでください。

かんまつ ふろく ひなんしょ かん きほんじょうほう かんけいきかん れんらくさき
巻末には、付録として、避難所に関する基本情報や関係機関の連絡先、
ぶっし いちらん かつよう
物資の一覧などをまとめていますので活用してください。

てじゅん
手順

1

さぎょうぶんたん たいきばしょ かくほ
作業分担と待機場所の確保

4~9
ページ

- 1 さぎょう ぶんたん 作業の分担 2 しょう ぶつびん 使用する物品 3 さぎょうたんとうしゃ こころえ 作業担当者の心得

てじゅん
手順

2

たてもの あんぜんかくにん
建物の安全確認

10~20
ページ

- 1 たてもの ずめん 建物の図面 2 おうきゆうてき かくにん 応急的な確認 3 たちいりきんし ひょうじ 立入禁止の表示
4 た ばしょ ひなん 他の場所への避難

てじゅん
手順

3

たてものない ひなんしゃ ゆうどう
建物内への避難者の誘導

21
ページ

- 1 さぎょうたんとうしゃ はいち 作業担当者の配置 2 ゆうどうほうほう 誘導方法

てじゅん
手順

4

ひなんしょ かいせつ
避難所の開設

22~35
ページ

- 1 ひなんしょ はいち 避難所の配置 2 さぎょう ぶんたん 作業の分担 3 れんらくしゅだん かくほ 連絡手段の確保
4 さいがいたいさくほんぶとう れんらく 災害対策本部等への連絡

てじゅん
手順

5

ひなんしょ うんえい
避難所の運営

36~57
ページ

- 1 じちそしき せっち 自治組織の設置 2 ひなんしょ 避難所のルール
3 じちそしき しゅぎょうむ 自治組織の主な業務

さぎょうぶたん たいきばしょ かくほ
作業分担と待機場所の確保

さぎょう ぶたん
1 作業の分担

だいしんさい ひなん ただ たてものない ひなん
大震災にあつて避難してきても、直ちに建物内に避難できるわけではあり
ません。

たてものない ひなん たてもの あんぜんかくにん
建物内に避難できるようになるまでには、建物の安全確認をはじめとする
さまざま さぎょう ひなん みな たが たす あ さぎょう
様々な作業がありますので、避難してきた皆さんがお互いに助け合い、作業
を分担して行動しなければなりません。

だいしんさいじ さき よそく こんなん たと
なお、大震災時には、この先のことを予測することが困難です。例えば、
さぎょうちゅう けが お さぎょう つづ かつ
作業中に怪我を負ってしまい、作業を続けることができなくなる方がでる
かもしれません。作業を分担するときは、不測の事態に備え、必ず、一つの
さぎょう たい ふくすう たんとうしゃ き
作業に対して複数の担当者を決めてください。

さぎょう ぶたん と やく き はし と
作業の分担は、“取りまとめ役”を決めるところから初めですが、“取り
まとめ役”は、たいへんじゅうよう やく とく せきにんりよく こうどうりよく けつだんりよく
大変重要な役ですので、特に責任力、行動力、決断力の
ある方が望まれます。

と やく しゅ めい ふく めいいじょう
(1) 取りまとめ役 (主:1名、副:3名以上)

たてもの きけんど かくにん さぎょう
① 建物の危険度が確認されるまでの作業

おくがい あんぜん ばしょ たてもの しょうめんまえ ちゅうしゃじょう ちゅうおうぶ たいき
ア 屋外の安全な場所(建物の正面前の駐車場の中央部など)を待機
場所として定めます。

イ おくがい たいきばしょ じょうほう しゅうしゅう はあく つと
屋外の待機場所で、あらゆる情報の収集と把握に努めます。

たいきばしょ はな ほか さぎょう けんむ こんらん まね
待機場所から離れたり、他の作業を兼務したりすると混乱を招くので、
これらのことはしないでください。

② ひなんしゃ かいせつ はんたん ばあい さぎょう
避難所を開設することができるかと判断した場合の作業

ア と やく ぶく めい おくがい かくせいき
取りまとめ役（副）のうち1名は、屋外でハンドマイク（拡声器）を
もち ひなんしゃ たてものない ゆうどう
用いるなどして避難者を建物内へ誘導します。

イ のこ と やく しゅ ぶく ただ たてものない きょじゅう
残りの取りまとめ役（主・副）は、直ちに建物内の居住スペースへ
いどう ひなんしゃ せいり
移動し、避難者を整理します。

③ た さぎょう
その他の作業

ア かくさぎょうたんとうしゃ たい ひつよう さぎょう めい
各作業担当者に対して、必要な作業を命ずるとともに、「2 作業
たんとうしゃ こころえ しゅうち はか
担当者の心得」の周知を図ります。

イ ひなんしゃ れんらく じょうほう ていきょう つと
避難者への連絡、情報の提供に努めます。

(2) ぶつびんがかり めいいじょう 物品係（2名以上）

① たても の きけん ど かくにん さぎょう
建物の危険度が確認されるまでの作業

ア ひつよう かぎ か み し や く し ゃ も の べ し し ゃ う と
必要な鍵を“香美市役所物部支所”で受け取ります。

ひつよう つぎ かぎ つぎ
なお、必要となる次の鍵は、次のとおりです。

- たても の い り く ち かぎ
建物入口の鍵
- ぼうさい そう こ かぎ
防災倉庫の鍵

イ 防災倉庫に保管している物品を取り出し、すみやかに屋外の待機場所へ移動します。

※ 防災倉庫は、建物の地階に設置しています。

ウ 屋外の待機場所で物品を管理します。

② 避難所を開設することができるかと判断した場合の作業

ア 建物内へ物品を搬入します。

イ 建物内で物品を管理します。

③ その他の作業

不足する物品の調達に努めます。

(3) 安全確認係 (4名以上)

① 建物の危険度が確認されるまでの作業

ア 屋外の待機場所で「手順2 建物の安全確認」の把握に努めます。

イ 「手順2 建物の安全確認」にしたがって、建物の安全性を確認します。

② 避難所を開設することができるかと判断した場合の作業

ア 建物内の立入禁止の区域に『立入禁止』の表示を掲示します。

なお、この作業は、必ず、避難者を建物内へ誘導する前に行わなければなりません。

イ 建物内で避難者を居住スペースへ誘導します。

このとき、避難者が立入禁止の区域へ進入しないように注意しなければなりません。

(4) 屋外誘導係 (4名以上)

① 建物の危険度が確認されるまでの作業

ア 避難者を屋外の待機場所へ誘導します。

建物内や屋外の安全性が確認されていない場所は大変危険なため、避難者がこれらの場所へ行かないように注意しなければなりません。

イ 避難者の安全を確保するため、建物の敷地内へ車両が進入しないように整理します。

屋外の待機場所には数多くの避難者が集まり、ここへ車両が進入すると大変危険なため、絶対に進入させてはなりません。

② 避難所を開設することができるかと判断した場合の作業

ア 避難者に建物内へ避難するように誘導します。

イ 避難者の安全を確保するため、建物の敷地内へ車両が進入しないように整理します。

しょう ぶっぴん 2 使用する物品

ぼうさいそうこ ほかん ぶっぴん と だ ぼうさいそうこほかんぶっぴんいちらん
防災倉庫に保管する物品を取り出してきたら、「防災倉庫保管物品一覧」
しょうごう かくさぎょうたんとうしゃ ひつよう ぶっぴん しょう
と照合し、各作業担当者が必要な物品を使用します。

さぎょうたんとうしゃ こころえ 3 作業担当者の心得

さぎょうたんとうしゃ じぶんかって こうどう じぶんじしん まわ
作業担当者が自分勝手に行動してしまうと、自分自身だけでなく周りにも
きけん しょう こんらん まね おそ
危険が生じたり、混乱を招いたりする恐れがあります。

さぎょうたんとうしゃ ひなんしゃ なか えら だいひょうしゃ しかく
作業担当者は、避難者の中から選ばれた代表者であることを自覚し、こ
こころえ りかい こうどう
の心得を理解したうえで行動してください。

あんぜんだいいち (1) 安全第一

じぶん み あんぜん だいいち むり おつ こうどう こころ
自分の身の安全を第一に、無理をせず、落ち着いて行動するように心が
けること。

じょうほう きょうゆう きょうぎ (2) 情報の共有と協議

① つぎ かなら と やく むね つた
次のことについては、必ず、取りまとめ役にその旨を伝えること。

ア さぎょう ちゃくしゅ かんりょう
作業の着手と完了

イ た さぎょう ほうこく はんたん
その他作業において報告すべきであると判断したこと

② たが じょうほう きょうゆう つと
お互いに情報の共有に努めること。

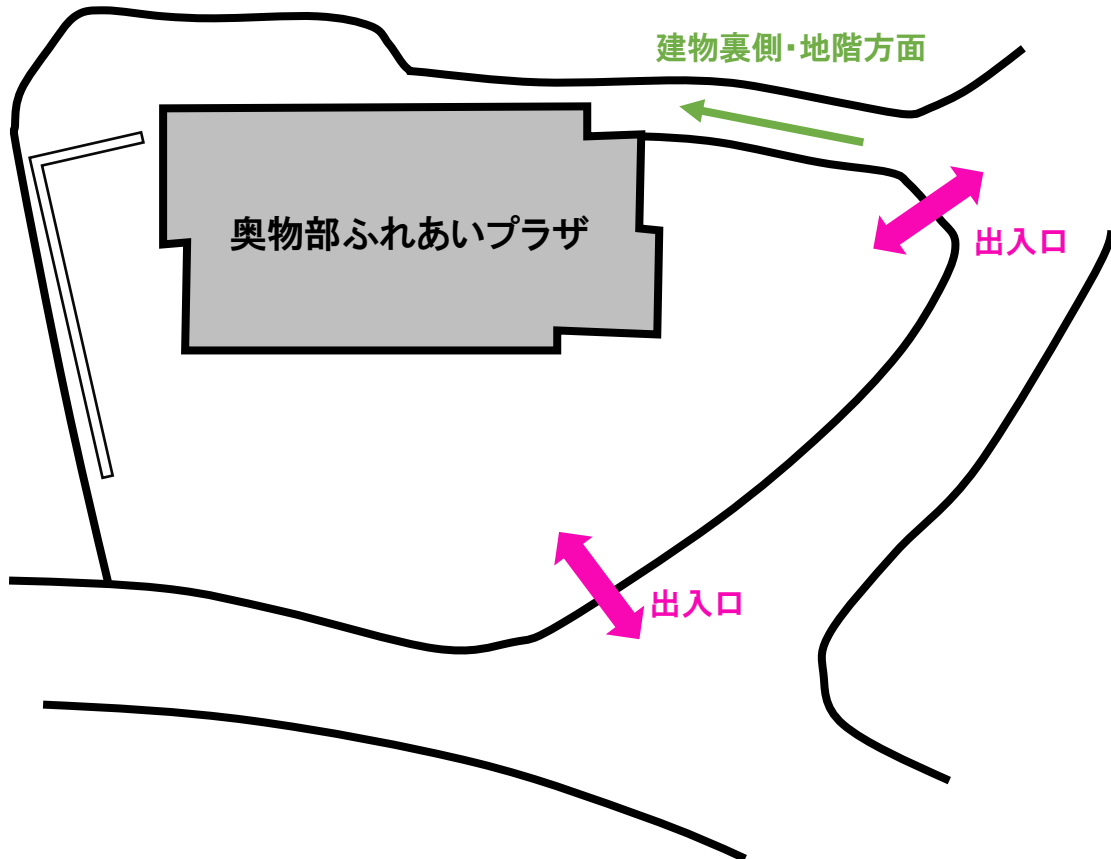
- ③ 判断^{はんだん}することができないことがあるときは、取りまとめ役^{と やく}へその旨^{むね}を
報告^{ほうこく}し、協議^{きょうぎ}したうえで対処^{たいしょ}すること。

て じゅん
手 順
2

たてもの あんぜんかくにん
建物の安全確認

たてもの ずめん
1 建物の図面

はいちず
(1) 配置図

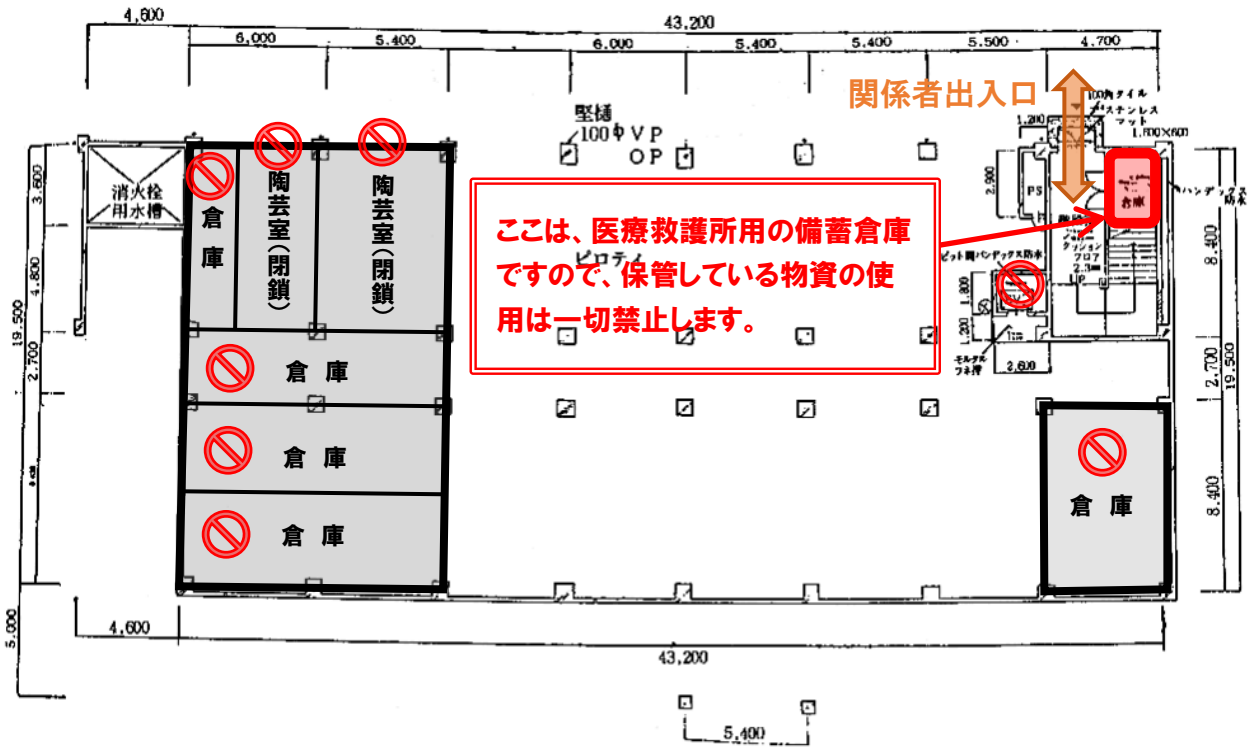


※ この配置図は、はいちず おおどちばし か か こ そうてい大柵橋の架け替え後を想定したものです。

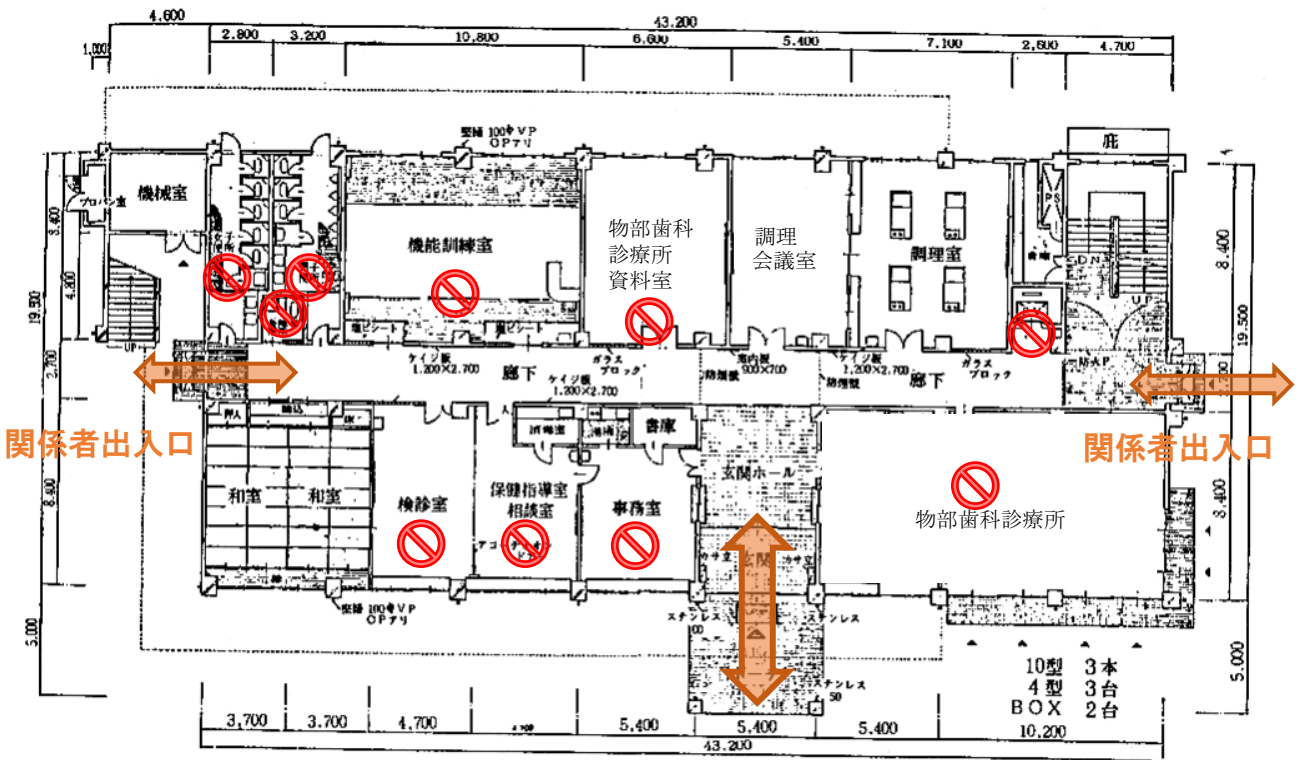
なお、かけがえこうじ こうきちゅう しょうめんげんかんまえ ちゅうしゃじょう しょう架替工事の工期中は、正面玄関前の駐車場は使用できません。

(2) へいめんず
平面図

※  マークのある区域は立入禁止

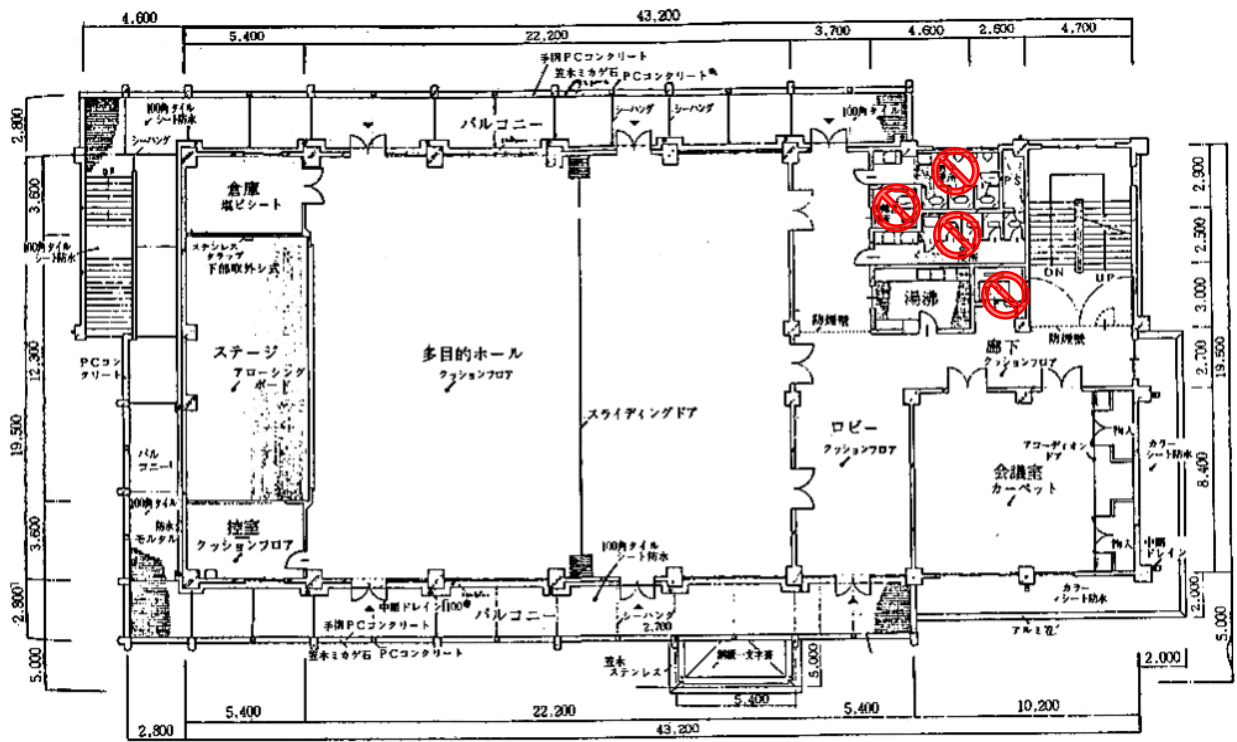


地階

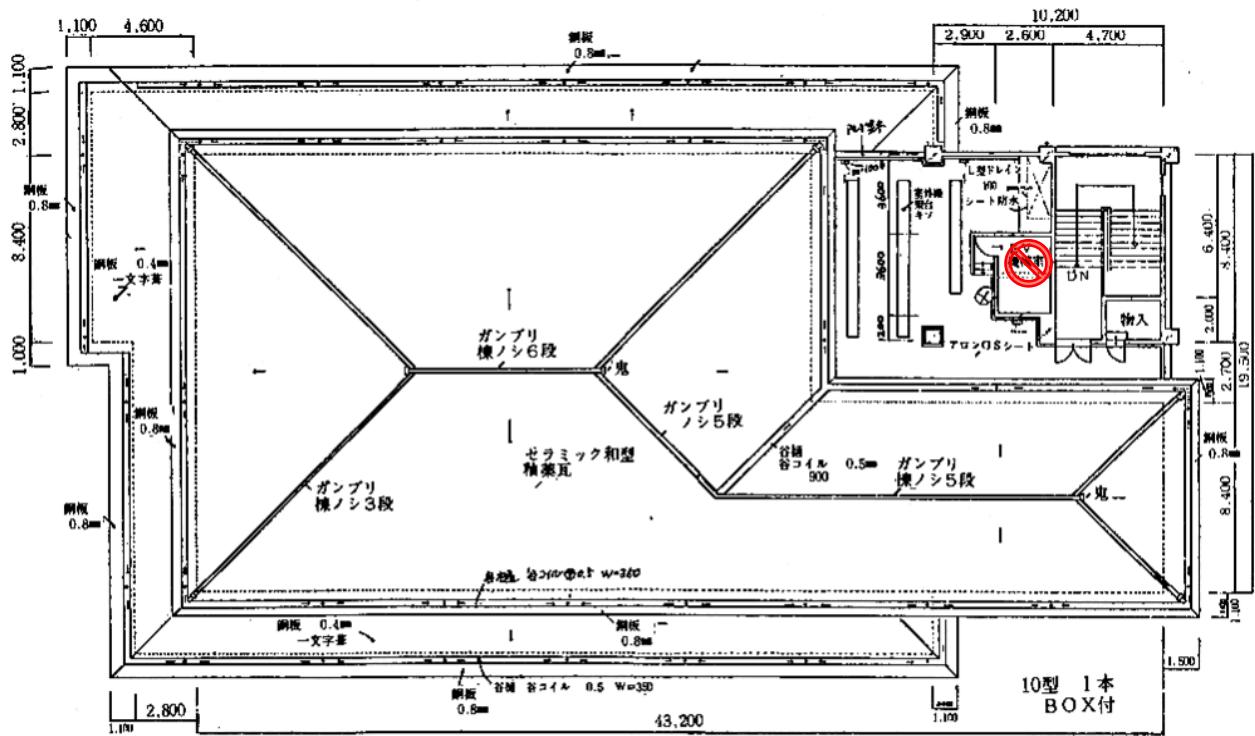


正面玄関

1階



2 階



PH
平面図 S=1:100

P H

2 おうきゅうてき かくにん 応急的な確認

たてものない ひなんしょ かいせつ
建物内に避難所を開設するにあたっては、さいがい たてもの じっさい ひ
災害にあった建物が実際に避
なんしょ しょう しょうたい かくにん
難所として使用することができる状態にあるかを確認しなければなりません。

たてもの きげんどう かくにん ほんらい はんていし おこな
この建物の危険度の確認は、本来、判定士によって行われるべきですが、
さいがいじ はんていし かくにん ま いとま おうきゅうてき かくにん おこ
災害時には判定士による確認を待つ暇がないため、応急的に確認を行ない、
ひなんしょ かいせつ か ひ はんたん
避難所の開設の可否を判断してください。

さぎょう きげん ともな とう あんぜんそうび かなら
なお、この作業は危険を伴いますので、ヘルメット等の安全装備を必ず
ちやくよう さぎょうふく あんぜんぐつとう じゅんび
着用してください。作業服や安全靴等を準備できるようであれば、それら
ちやくよう
も着用してください。

かくにん さい りゆう とびら まど こわ
確認の際には、いかなる理由があっても、扉や窓などを壊してはなりません。

かさい よしんとう かくにん
また、火災や余震等をはじめ、身の危険を感じるがあったときは、確認
さぎょう ちゅうだん み あんぜん かくほ ゆうせん
作業を中断し、身の安全の確保を優先してください。

(1) たてもの がいかん しゅうへんかんきょう かくにん 建物の外観と周辺環境の確認

- ① ベっし たてものあんぜんせい かくにんこうもく げんち もくし
別紙『建物安全性チェックリスト』の確認項目のすべてを、現地で目視
により確認してください。

なお、かくにんれい つぎ
確認例は、次のとおりです。

がいへき まど とびら
外壁・窓・扉



- がいへき きれつ らっか み
外壁に亀裂や落下は見られないか。
- まど わ とびら
窓ガラスの割れ、扉のゆがみ
み
は見られないか。

じばん きそ
地盤・基礎



- じばん たてもの きそ いじょう
地盤や建物の基礎に異常はな
いか。

ねんりょう
燃料



- とう はそん てんとう
ガスボンベ等に破損や転倒、
ねんりょうも とう
燃料漏れ等はないか。

周辺環境

- ダム湖側に地滑りや崖崩れはないか。
- 建物敷地内に異常はないか。

② 地階は、建物内の確認に分類します。この段階では確認しないでください。

③ 建物の外観を確認する際は、地盤や落下物に気をつけてください。

また、ダム湖の周辺で確認するときは、地滑りや崖崩れにも注意してください。

④ 確認の結果、建物の外観と周辺環境に危険性がないと判断した

場合は、その旨を取りまとめ役に報告したうえで、建物内の確認作業に取り掛かります。

⑤ 確認の結果、建物の外観と周辺環境に危険性があると判断した場合は、以後、建物内には一切立ち入ってはなりません。

その旨を取りまとめ役に報告したうえで、他の場所へ避難する作業に取り掛かってください。

(2) 建物内と非常用階段の確認

① 別紙『建物安全性チェックリスト』の確認項目のすべてを、現地で目視により確認してください。

なお、確認例は、次のとおりです。

ちかい
地階 ピロティ

- じばん たてもの きそ こうそうたい
地盤や建物の基礎、構造体
(柱) に異常はないか。
- かさい も とう
火災やガス漏れ等はないか。
- まど わ とびら
窓ガラスの割れ、扉のゆがみ
は見られないか。

ちかい た
地階 その他
そうこ どうげいしつ へいさ
倉庫、陶芸室 (閉鎖)

たちいりきんし 立入禁止

- ※ へいさい
塀材にコンクリートブロッ
クを^{しよう}使用しているため、塀の^{へい}
とうかいとう おそ
倒壊等の恐れがあります。

かい わしつ
1階 和室



- まど わ とびら
窓ガラスの割れ、扉のゆがみ
は見られないか。
- しょうめいきぐ はそん てんじょう
照明器具の破損、天井や
ないへき きれつ らっか み
内壁に亀裂や落下は見られな
いか。

かい ちょうりしつ
1階 調理室



- まど わ とびら
窓ガラスの割れ、扉のゆがみ
は見られないか。
- かさい も とう
火災やガス漏れ等はないか。
- しょうめいきぐ はそん てんじょう
照明器具の破損、天井や
ないへき きれつ らっか み
内壁に亀裂や落下は見られな
いか。

1階 その他

けんしんしつ ほけんしどうしつ
検診室、保健指導室、

じむしつ きのうくんれんしつ
事務室、機能訓練室、

ものべし か しんりょうしよ
物部歯科診療所、

し か しんりょうしよしりょうしつ
歯科診療所資料室、トイレ

たちいりきんし 立入禁止

※ これらの部屋は、室外から
室内の異常の有無を確認して
ください。

2階 多目的ホール



- まど ガラスの割れ、扉のゆがみ
は見られないか。
- しょうめいきぐ はそん てんじょう
照明器具の破損、天井や
ないへき きれつ らっか み
内壁に亀裂や落下は見られな
いか。

2階 トイレ

たちいりきんし 立入禁止

※ 室外から室内の異常の有無
を確認してください。

2階 給湯室

- かさい やガス漏れ等はないか。

建物内の階段

- てんじょう ないへき きれつ らっか
天井や内壁に亀裂や落下は
み
見られないか。
- かいだん きれつ はそん み
階段に亀裂や破損は見られ
ないか。

エレベーター	たちいりきんし 立入禁止
ひじょうようかいだん 非常用階段	がいへき かいだん らっか きれつ ・ 外壁や階段に落下や亀裂、 はそん み 破損は見られないか。

② たてものない ちかい かい かんけいしゃでいりぐち しんにゆう
建物内には、地階又は1階の関係者出入口より進入します。

しょうめんげんかん じどう たてものない じどう
正面玄関の自動ドアは建物内から施錠されていますが、自動ドアを
こわ
壊すなどして進入しないでください。

③ げんそく たちいりきんし くいき た い
原則として、立入禁止の区域には、立ち入ってはなりません。

④ かくにん けっか たてものない ひじょうようかいだん きけんせい はんだん ばあい
確認の結果、建物内と非常用階段に危険性がないと判断した場合は、
たちいりきんし ひょうじ けいじ さぎょう と か
立入禁止の表示を掲示する作業に取り掛かります。

⑤ たてものない かくにん とびら まど こわ
建物内の確認のためであっても、みだりに扉や窓などを壊してはな
りません。

⑥ かくにん けっか たてものない ひじょうようかいだん きけんせい はんだん ばあい
確認の結果、建物内と非常用階段に危険性があると判断した場合は、
ただ おくがい で
直ちに屋外に出てください。

いご たてものない いっさい た い
以後、建物内には一切立ち入ってはなりません。

なお、この場合は、ばあい ただ た ばしょ ひなん さぎょう と か
直ちに他の場所へ避難する作業に取り掛かります。

3 たちいりきんし ひょうじ 立入禁止の表示

たてものない ひなんしょ かいせつ くいき しょう
建物内に避難所を開設することができても、すべての区域を使用すること
はできません。

建物内には、あらかじめ立入禁止の区域を設定していますので、この区域に立ち入ることのないように、『立入禁止』の表示を掲示します。

なお、避難所を円滑に運営するためには、避難者一人ひとりがルールを守らなければなりません。単に表示を掲示するだけでなく、避難者に直接呼びかけて周知を図ることも重要です。

(1) 立入禁止の区域

建物内の次の区域は、立入禁止の区域とします。

原則として、立入禁止の区域に立ち入ってはなりません。たとえ、避難所で使用できそうな物品がそこにあっても、認められません。

ち かい 地 階	そうこ どうげいしつ へいさ 倉庫、陶芸室（閉鎖）
1 かい 階	ものべし かしんりょうしよ し かしんりょうしよしりょうしつ じむしつ 物部歯科診療所、歯科診療所資料室、事務室、 けんしんしつ ほけんしどうしつ きのうくんれんしつ 検診室、保健指導室、機能訓練室、トイレ、エレベーター
2 かい 階	トイレ、エレベーター
P H おくじょうかい (屋上階)	エレベーター

(2) 立入禁止の表示

立入禁止の区域には、『立入禁止』の表示を掲示します。避難者の建物内への誘導は、この作業を終えてからでなければなりません。

3 他**た**の場所**ばしよ**への避難**ひなん**

建物**たてももの**が安全**あんぜん**でない**ばあい**場合には、建物**たてももの**を避難所**ひなんしょ**として活用**かつよう**することができないため、直ち**ただ**に他の場所**た**へ避難**ばしよ**しなければなりません。

避難者**ひなんしゃ**への周知**しゅうち**や避難先**ひなんさき**への誘導**ゆうどう**などが必要**ひなんしゃぜんいん たす**ですが、避難者**ひなんしゃ**全員**ぜんいん**が助け合**あ**って行動**こうどう**しなければなりません。

(1) 他**た**の場所**ばしよ**へ避難**ひなん**すべき場合**ばあい**

建物**たてももの**の安全確認**あんぜんかくにん**の結果**けっか**、次**つぎ**のいずれかに該当**がいとう**するときは、建物内**たてものない**には一切**いっさい**立ち入**た い**ってはなりません。直ち**ただ**に他の場所**た**へ避難**ばしよ**してください。

ア 建物**たてももの**の危険度**きけんど**が高**たか**いため、避難所**ひなんしょ**を開設**かいせつ**できないとき。

イ 避難所**ひなんしょ**の開設後**かいせつご**、余震**よしん**等**など**により建物**たてももの**の危険度**きけんど**が高**たか**くなったため、避難所**ひなんしょ**を閉鎖**へいさ**したとき。

(2) 他**た**の避難先**ひなんさき**

次**つぎ**の避難先**ひなんさき**に避難者**ひなんしゃ**を誘導**ゆうどう**してください。

ア 大柄小学校**おおどちしょうがっこう**（体育館**たいいくかん**）

イ 大柄中学校**おおどちちゅうがっこう**（体育館**たいいくかん**）

たてもものない ひなんしゃ ゆうどう
建物内への避難者の誘導

さぎょうたんとうしゃ はいち
1 作業担当者の配置

たてももの あんぜん かくにん 建物の安全が確認されても、ただ ひなんしゃ たてもものない うけい 直ちに避難者を建物内に受入れてはなりません。うけい まえ つうこう ししょう 受入れる前に通行に支障となる障害物をしょうがいぶつ かのう はんい てっきよ 可能な範囲で撤去したうえで、それぞれの作業担当者が所定の配置についてから、たてもものない ひなんしゃ ゆうどう 建物内への避難者の誘導を開始します。

ゆうどうほうほう
2 誘導方法

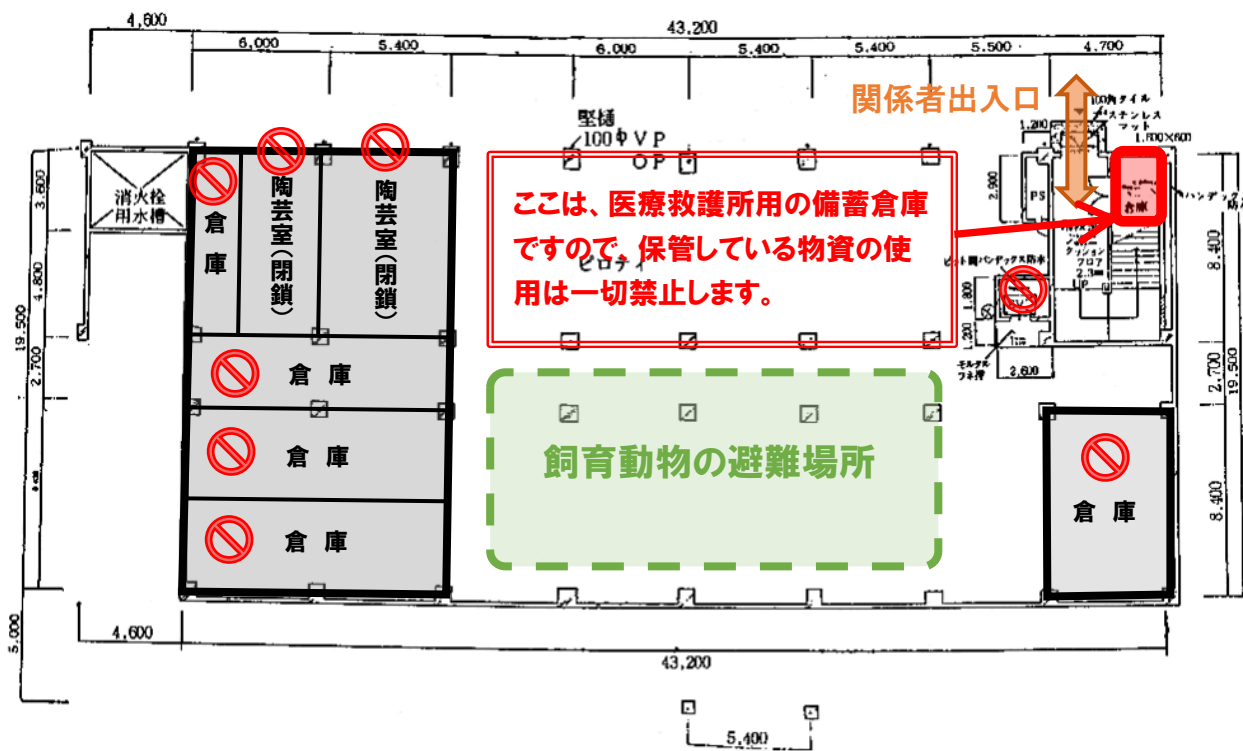
- ① ひなんしゃ うけい たてももの いりぐち げんそく しょうめんげんかん 避難者を受入れる建物の入口は、原則として、正面玄関のみとします。
ふくすう でいりぐち うけい 複数の出入口から受入れてしまうと、ひじょうぐち かくほ 非常口を確保できないだけでなく、ま はじ 間もなく始めることとなる避難所の設営や必要な物資の搬入等にしょう しょう 支障が生じてしまいます。
- ② ひなんしゃ たい 混乱しないように、お つ いどう よ 避難者に対しては、混乱しないように、落ち着いて移動するように呼び掛けます。
- ③ ようはいりょしゃ あか こ にんさんぶ こうれいしゃ からだ ふじゆう もの 要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、けんこうじょうたい わる もの ）については、た もの ゆうせん たてもものない ゆうどう 健康状態が悪い者など）については、他の者に優先して建物内へ誘導します。

て じゅん
手 順
4

ひなんしょ かいせつ
避難所の開設

ひなんしょ はいち
1 避難所の配置

(1) はいちず 配置図 ※ 〇 マークのある区域は立入禁止



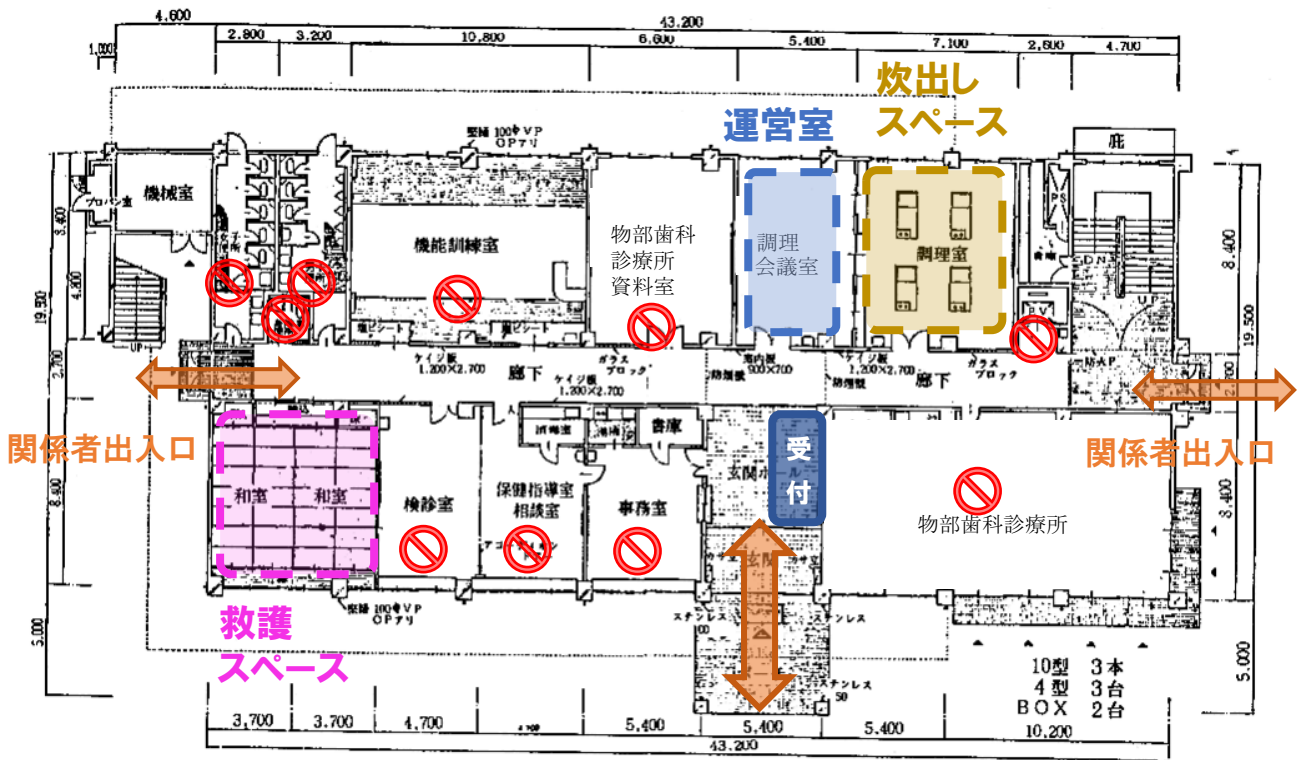
地 階

かんけいしゃでいりぐち ちか そうこ いりょうきゅうごしょよう びちくそうこ
関係者出入口の近くにある倉庫は、医療救護所用の備蓄倉庫です。

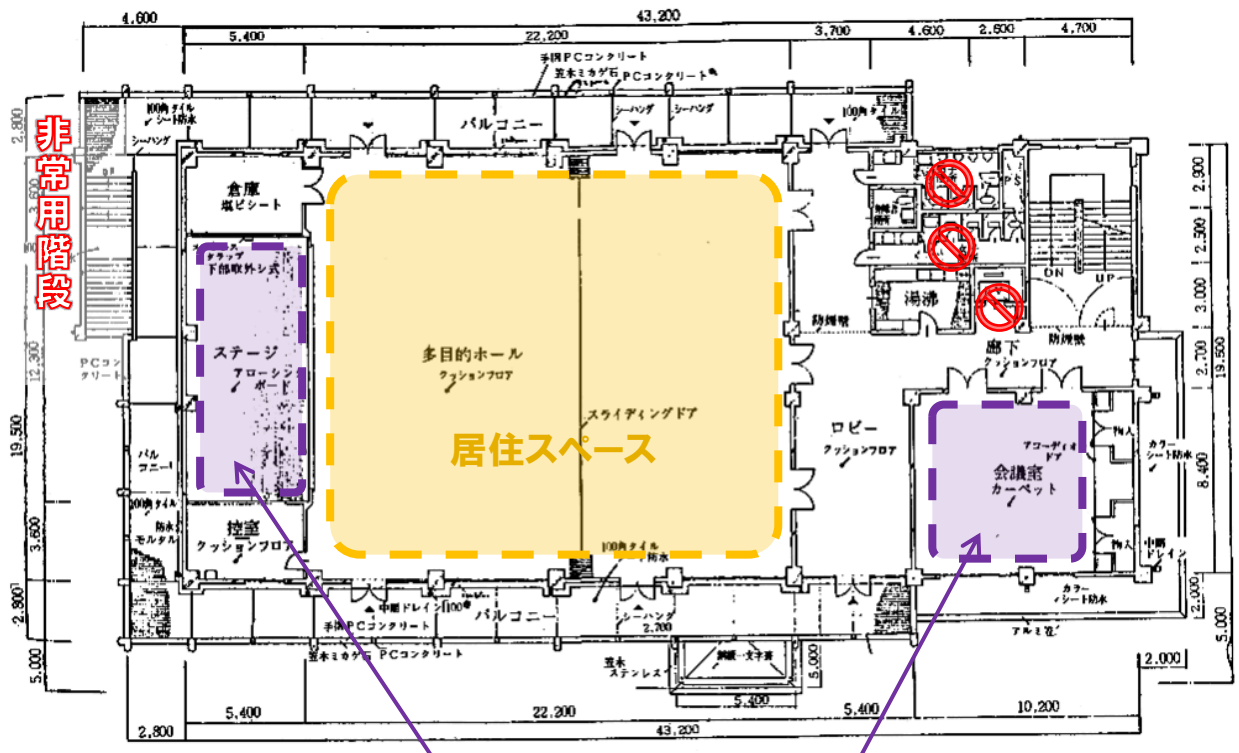
さいがいじ おおどちしんりょうじょ せっち いりょうきゅうごしょ ものべちいき
災害時において、大柘診療所に設置される医療救護所は、物部地域の

いりょうきゅうごかつどう きよてん びちくそうこ ほかん ぶっし いりょうきゅうご
医療救護活動の拠点となります。備蓄倉庫に保管している物資は、医療救護

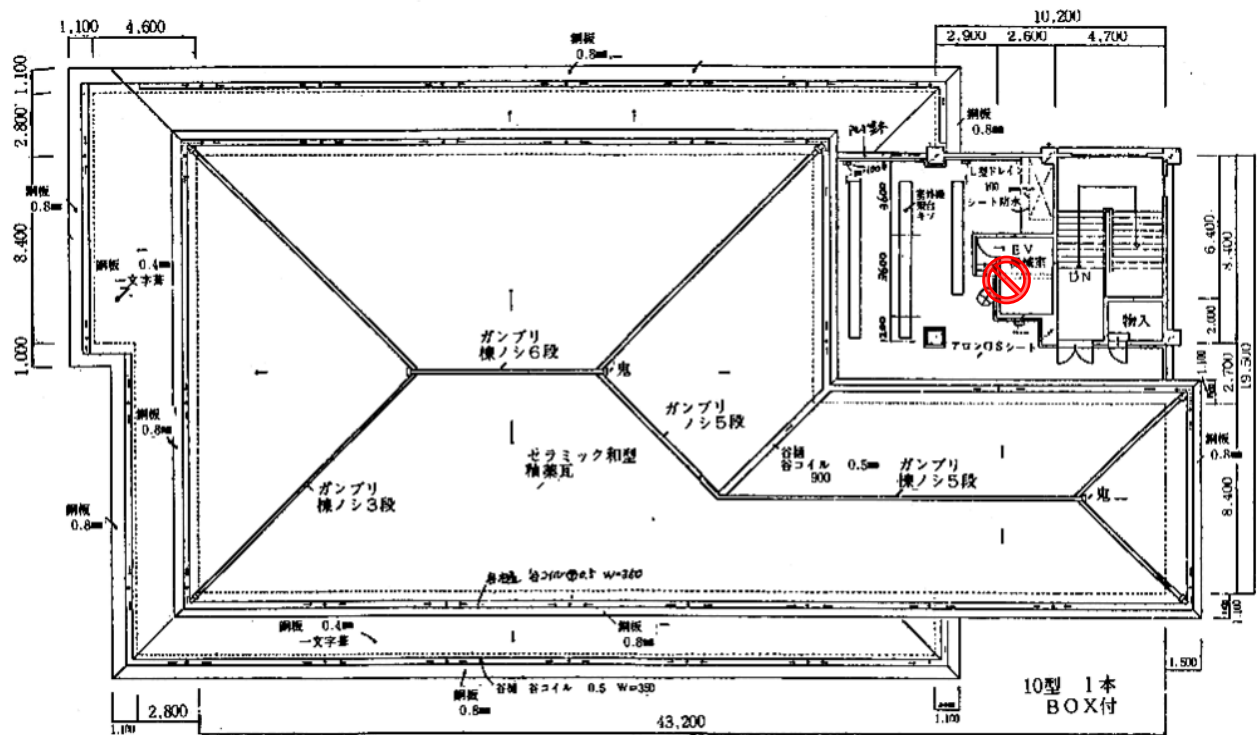
ひつよう ぜったい しょう
に必要なものですので、絶対に使用しないでください。



正面玄関
1階



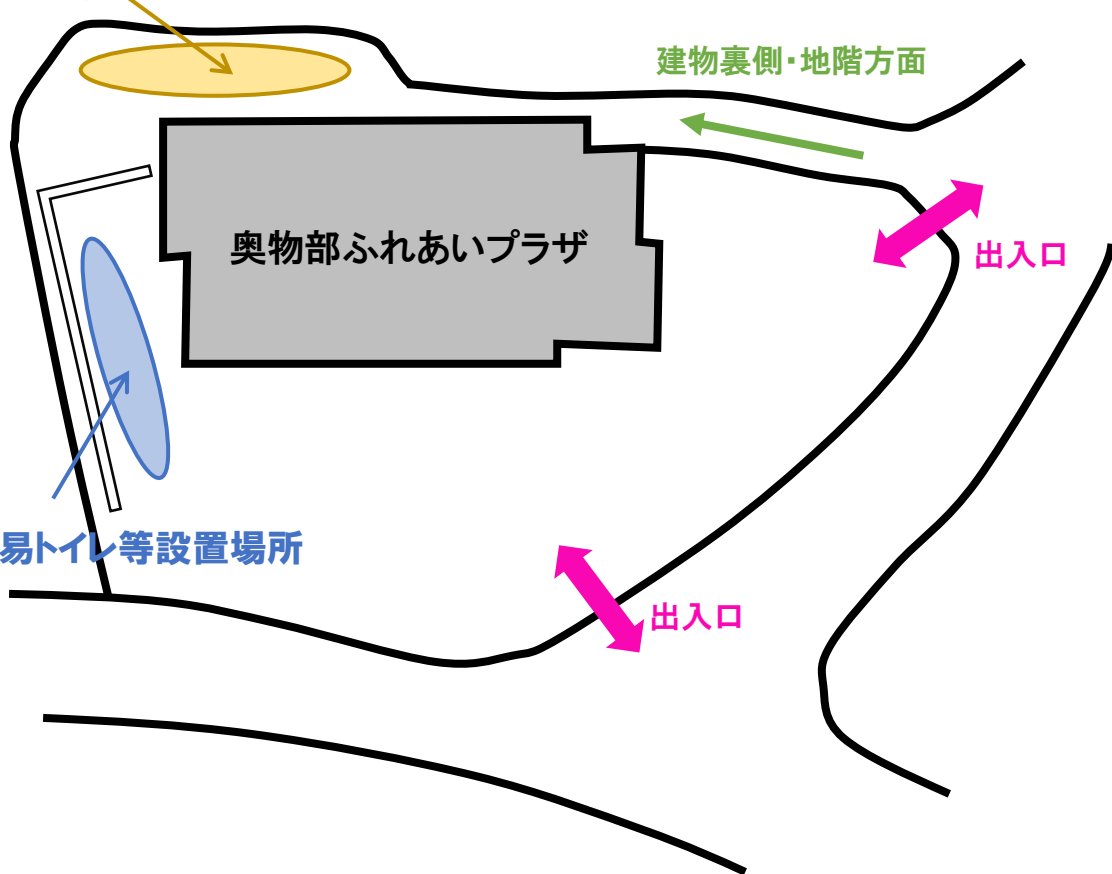
2階
物資スペース



PH
平面図 S=1:100

P H

ゴミ置き場



(2) 受付

○ 設置場所

建物の1階の玄関ホールに設置します。

(3) 居住スペース

① 設置場所

建物の2階の多目的ホール内に設置します。

② 居住空間

ア 一人あたりの居住空間

- 2平方メートルを基準とします。
- 家族構成や避難者数に応じて、適宜必要な面積に拡張します。
- 避難生活は長期化することが予想されます。一人あたりの居住空間を狭く設定してしまうと、避難者にストレスが溜まり、健康状態が悪化してしまう恐れがあります。
- 基準より狭く設定する場合は、居住スペースの最大収容人数を越えないように留意してください。

なお、最大収容人数は、居住スペースの床面積に対して一人あたり3平方メートルで算定した人数を目安としてください。

イ 居住区画

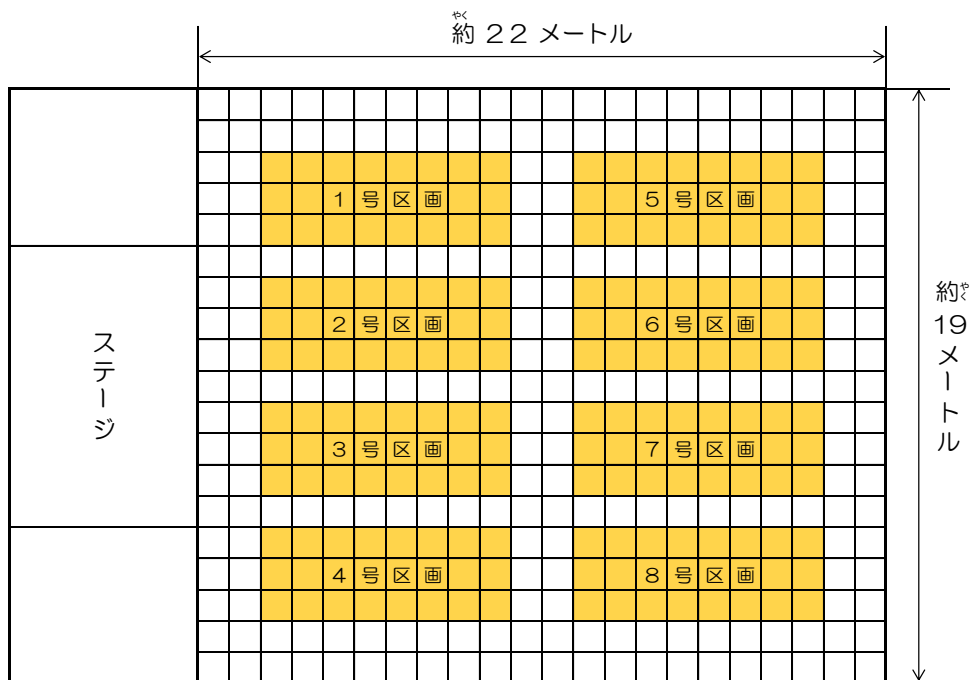
- 避難者が密集すると、避難者にストレスが溜まり、健康状態が悪化してしまう恐れがあります。
- 居住空間は、通路を設けて分割して区画を整理し、可能な限り世帯単位で同一の居住区画に居住してもらいます。
- 各居住区画より、代表者（役員）を選出してもらいます。

③ 外周通路

居住スペース内には、出入口、避難者の通路、物品の搬入路などが必要です。

居住空間は壁側やステージ側から2メートルほど離れたところに確保し、居住空間の外周に通路を設けてください。

④ 居住スペースの設営例



- 居住スペースの床面積は、約418平方メートルです。最大収容人数は、約140人を見込んでいます。
- 1マスの面積は1平方メートルです。一人あたりの居住空間は、2マスとなります。
- 図例のように区画整理した場合の収容人数は、96人を見込んでいます。

(4) 物資スペース

① 設置場所

ア 建物2階の多目的ホール内のステージ上に設置します。

イ 建物2階の会議室に設置します。

② 保管方法

ア 物資は、容易に探すことができるように、種別・分類を仕分けして保管します。

イ 仕分けした物資ごとに置く場所を定め、表示を掲示します。

③ 物資の搬入

あらかじめ建物内に保管している別紙『避難所運営用物品一覧』に掲げる物品を搬入します。

(5) 救護スペース

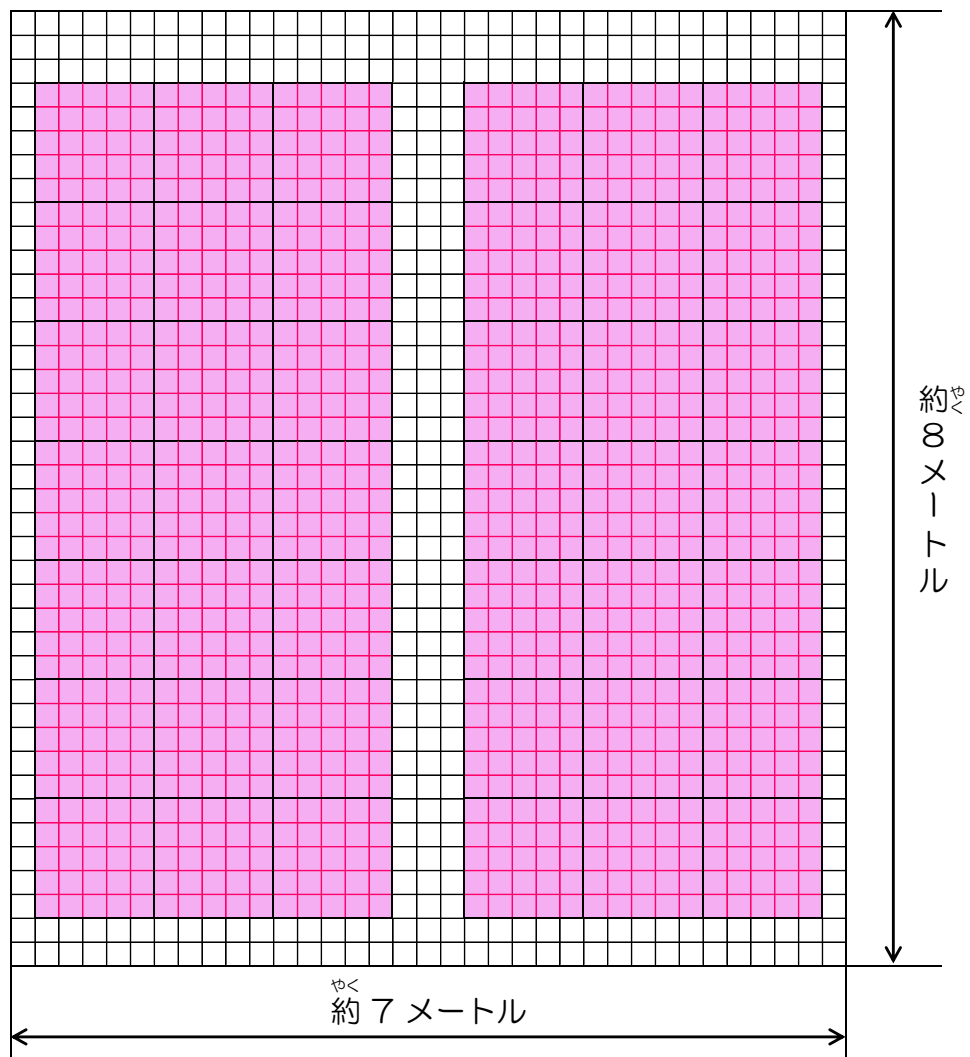
① 設置場所

建物1階の和室に設置します。

② 救護用物品

あらかじめ建物内に保管している別紙『避難所運営用物品一覧』に掲げる物品を搬入します。

③ 救護スペースの設営例



- 救護スペースの床面積は、約56平方メートルです。
最大収容人数は、約18人を見込んでいます。
- 1マスの面積は0.2平方メートルです。
- 一人あたりに使用する空間を3平方メートルとした場合の収容人数は14人です。

(6) 炊出しスペース

○ 設置場所

ア 建物1階の調理室に設置します。

イ 調理室を使用することができない場合やボランティア等による炊出しなどがある場合などには、必要に応じて、屋外の安全な場所に炊出しスペースを確保します。

(7) 運営室

① 設置場所

建物1階の調理会議室に設置します。

② 運営室の必要性

避難所の運営を円滑に行うためには、避難所の自治組織が必要となります。

この組織は、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供など、様々な業務を行うこととなります。

運営室は、組織が業務を運営するために必要な会議室として使用します。

(8) 簡易トイレ等設置場所

① 設置場所

次のことに留意のうえ、現状に応じた場所を選定して設置します。

ア 屋外の安全な場所

※ 余震等により、建物の外壁等が落下する可能性があるため、危険が及ばない場所を選定する必要があります。

イ 要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）の移動に負担が少なく、建物に近い場所

ウ 利用者の有無が把握できる死角のない目の届く場所

※ 利用状況が容易に把握でき、性犯罪の防止にも繋がります。

② 設置方法

簡易トイレ、トイレテント



- トイレテントを設営し、テント内に簡易トイレを設置することにより、プライバシーの保護を目的とした個室トイレを確保します。
- 男女別に設置します。

プライベートテント



- プライベートテントを設営し、更衣室、救護室、授乳室、オムツ替室、身体障害者用トイレ室といったプライバシーを保護するプライベートな空間を確保します。

(9) ゴミ置き場

○ 設置場所

建物の裏側（屋外）の開けた場所に設置します。

(10) 飼育動物の避難場所

① 設置場所

建物地階のピロティに設置します。

② 飼育動物の避難場所の必要性

動物愛護の観点から、飼育動物の避難所への受入れを勝手に妨げてはなりません。

飼育動物の避難場所を設置する場合には、必要に応じて、市に対して、管理上、公衆衛生上の指導・助言を求めてください。

(11) 喫煙スペース

○ 設置場所

必要に応じて、安全で目の届く場所に確保してください。

なお、これは喫煙スペースの確保を積極的に勧めているわけではありません。避難所を全面的に禁煙するにこしたことはありませんが、喫煙者に禁煙を強いることは困難であると予想されます。

喫煙スペースを設置するときは、消火を怠ると火災に繋がる恐れがあることを十分に理解し、喫煙者に対して、歩き煙草やポイ捨てを

させないことはもちろんのこと、^{してい}指定の^{ばしょ}場所で^{きつえん}喫煙し、^{かくじつ}確実に^{しょうか}消火することを^{やくそく}約束させ^{たうえ}たうえで^{せっち}設置してください。

(12) ^{たちいりきんし} ^{くいき}立入禁止の区域

① ^{して}指定立入禁止区域

ア ^{げんそく}原則として、^{して}指定立入禁止の区域には、^た立ち入ってはなりません。たとえ、^{ひなんしょ}避難所で^{しょう}使用できそうな^{ぶつびん}物品がそこにあつたとしても、^{みと}認められません。

^ち 地	^{かい} 階	^{そうこ} 倉庫、 ^{とうげいしつ} 陶芸室（ ^{へいさ} 閉鎖）
1	^{かい} 階	^{ものべし} 物部 ^か 歯科 ^{しんりょうしょ} 診療所、 ^し 歯科 ^{しんりょうしょ} 診療所 ^{しりょうしつ} 資料室、 ^{じむしつ} 事務室、 ^{けんしんしつ} 検診室、 ^{ほけんしどうしつ} 保健指導室、 ^{きのうくんれんしつ} 機能訓練室、 ^{トイレ} 、 ^{エレベーター}
2	^{かい} 階	^{トイレ} 、 ^{エレベーター}
P	H	^{エレベーター}
	^{おくじょうかい} （ ^{屋上階} ）	

イ ^{して}指定立入禁止区域に^た立ち入ってはならない理由には、^{りゆう}次のようなことが^あ挙げられます。

- ^{ものべし}物部^か歯科^{しんりょうしょ}診療所、^し歯科^{しんりょうしょ}診療所^{しりょうしつ}資料室、^{じむしつ}事務室、^{けんしんしつ}検診室、^{ほけんしどう}保健指導室及び^{しつおよ}機能訓練室には、^{じぎょうしゃ}事業者の^{ほゆう}保有する^{こじんじょうほう}個人情報や^{つくえ}机・^{いす}椅子などの^{びひん}備品だけでなく、^{いりょうきぐ}医療器具や^{やくひん}薬品など^{きけん}危険なものも^{ほかん}保管されていること。
- ^{だいしんさい}大震災にあつた^{トイレ}は、^{がいかん}外観に^{いじょう}異常が^み見られなくとも、^{もくし}目視で^{かくにん}確認できない^{ぶぶん}部分（^{はいかん}配管など）で^{こしょう}故障や^{はそんとう}破損等がある^{おそ}恐れがあること。

※ 壊れたトイレは汚物や汚水を処理することができず、これを
使用してしまうと衛生面の悪化を招き、建物内での避難生活にも
支障が生じてしまいます。絶対に使用しないでください。

- エレベーターは、確認時には異常が見られなくとも、その後の余震
や停電等により、異常が生じたり、閉じ込められたりする可能性が
あること。

※ 余震等がしばらくきていないなどの油断が、大惨事を招くこと
に繋がってきますので、絶対に使用しないでください。

② 任意立入禁止区域

指定立入禁止区域以外の区域であって、避難所を開設するにあたって
は問題がなくとも、避難生活を送るうえでは危険性の高いと判断する
区域があるときは、その区域を立入禁止としてください。

③ 立入禁止等の表示

ア 立入禁止の区域には、『立入禁止』の表示を掲示します。

イ ガスコンロ、水道、電気機器など日常生活で使用するものであって、
大災害により使用できなくなったものについては、使用できない旨の
表示を掲示します。

なお、建物内のトイレは、指定立入禁止区域の説明で述べた理由に
より、絶対に使用してはなりません。

2 さぎょう ぶんたん 作業の分担

避難した建物内は、直ちに実質的な生活を送ることができる状態にありませんが、避難生活は建物内に避難したときからすでに始まっています。

避難者の皆さんが互いに協力し合い、すみやかに避難所を開設することが望めます。

このことを踏まえ、建物内に避難するまで取りまとめ役をされていた方が、引き続き指揮を取り、避難所の開設に向けて、避難者の皆さんで作業を分担して進めてください。

3 れんらくしゅだん かくほ 連絡手段の確保

(1) つうしんしゅだん かくほ 通信手段の確保

避難所の運営が始まると、災害対策本部等との連絡のやり取りが重要となります。携帯電話等により電話、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。LINEやFacebookなどがこれにあたる。）等での連絡が可能であるかを直ちに確認してください。

このとき、通信できない携帯電話等があったとしても、通信会社が異なる携帯電話等であれば通信可能な場合がありますので、複数の通信会社で通信の可否を確認してください。

(2) 移動手段の確保

通信による連絡が困難な場合には、車両や徒歩によって災害対策本部等との連絡のやり取りを行うこととなります。

4 災害対策本部等への連絡

(1) 避難所開設の連絡

通信による連絡が困難な場合には、車両や徒歩によって災害対策本部等との連絡のやり取りを行うこととなります。

避難所を開設したときは、すみやかに災害対策本部にその旨を連絡してください。

なお、大災害により災害対策本部（香美市役所防災対策課）は混乱していることが予想されます。災害対策本部又は物部災害対策支部（香美市役所物部支所）のいずれか連絡の取れる方に連絡してください。

(2) 判定士の派遣要請

避難所を開設したときは、判定士による建物の危険度の確認を受ける必要があります。避難所開設の連絡の際には、災害対策本部等に判定士の派遣を要請してください。

て じゅん
手 順
5

ひなんしよ うんえい
避難所の運営

じちそしき せっち
1 自治組織の設置

ひなんしよ うんえい えんかつ おこな ひなんしよ じちそしき せっち
避難所の運営を円滑に行うために、避難所に自治組織を設置します。

やくいん
(1) 役員

- ① おも やくしよく しょくむ にんずう つぎ ひつよう おお けんむ
① 主な役職、職務及び人数は次のとおりですが、必要に応じて兼務したり、見直しを行ってください。

やく 役	しょく 職	おも しょくむ 主な職務	にんずう 人数
かいちょう 会長		<ul style="list-style-type: none"> やくいんかい じっし 役員会の実施 ひなんしよ うんえい 避難所の運営 さいがいたいさくほんぶとう れんらくちょうせい 災害対策本部等との連絡調整 	1
ふくかいちょう 副会長		<ul style="list-style-type: none"> かいちょう ほさ 会長の補佐 	2
しょき 書記		<ul style="list-style-type: none"> やくいんかい ぎじろく さくせい 役員会の議事録の作成 	1
れんらくはんちょう 連絡班長		<ul style="list-style-type: none"> れんらくはん ぎょうむおよ し きかんとく 連絡班の業務及び指揮監督 	1
ひなんしゃかんりはんちょう 避難者管理班長		<ul style="list-style-type: none"> ひなんしゃかんりはん ぎょうむおよ し きかんとく 避難者管理班の業務及び指揮監督 	1
しせつかんりはんちょう 施設管理班長		<ul style="list-style-type: none"> しせつかんりはん ぎょうむおよ し きかんとく 施設管理班の業務及び指揮監督 	1
ぶっし たきだ はんちょう 物資・炊出し班長		<ul style="list-style-type: none"> ぶっしはん ぎょうむおよ し きかんとく 物資班の業務及び指揮監督 	1

- ② かくきょじゅうかく だいはん せんしゆつ
② 各居住区画から代表者を選出します。

このとき、^{せんしゅつ}選出する人数は、^{にんすう}役員^{やくいん}の人数^{にんすう}となります。

なお、^{ひなん}避難して初めて^{はじ}代表者^{だいひょうしゃ}を選出^{せんしゅつ}するときは、^{ひなんしょ}避難所^{かいせつ}を開設した取
りまとめ役^{やく}が代表者^{だいひょうしゃ}の選出^{せんしゅつ}を指示^{しじ}してください。

③ ^{やくいん}役員は、^{ぎょうむじょうふたん}業務上負担^{ともな}を伴う係員^{かかりいん}の心^{こころ}のケアについて、^{じゅうぶん}十分に^{はいりょ}配慮
してください。

(2) 係員

- ① 各班が行う主な業務は、次のとおりですが、必要に応じて兼務や見直しをしてください。

班名	係名	業務内容
れんらくはん 連絡班	れんらくがかり 連絡係	<ul style="list-style-type: none"> さいがいたいさくほんぶとう れんらくちょうせい 災害対策本部等との連絡調整 (かいちょうみずか れんらく のぞ 会長自らが連絡するものを除く) ひなんしゃ れんらくちょうせい 避難者との連絡調整 ボランティア等との連絡調整
	そうだんうけつけがかり 相談受付係	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしゃ ようぼう そうだん うけつけ 避難者からの要望・相談の受付
ひなんしゃかんりはん 避難者管理班	ひなんしゃかんりがかり 避難者管理係	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしゃ うけつけ かんり 避難者の受付と管理 み ひなんしゃ あんびかくにん 未避難者の安否確認
	きゅうごがかり 救護係	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしゃ きゅうご 避難者の救護 ひなんしゃ けんこうかんり 避難者の健康管理
しせつかんりはん 施設管理班	あんぜんがかり 安全係	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしょ あんぜんかくにん 避難所の安全確認
	けいびがかり 警備係	<ul style="list-style-type: none"> ひなんしょ ちあん いじ 避難所の治安維持
	せいそうがかり 清掃係	<ul style="list-style-type: none"> ゴミのしゅうしゅう おお ば せいり 収集、ゴミ置き場の整理 ひなんしょ せいそう 避難所の清掃 かんい いじかんり 簡易トイレの維持管理
ぶっし たきだ はん 物資・炊出し班	ぶっしがかり 物資係	<ul style="list-style-type: none"> ぶっし ちょうたつ かんりおよ はいきゅう 物資の調達、管理及び配給
	たきだ がかり 炊出し係	<ul style="list-style-type: none"> たきだ じっし 炊出しの実施

- ② 班長は、次の方法により各係に必要な人数の係員を配置します。

ア 原則として、班長自らが居住する居住区画より、担当する班に属する係員を選出します。

イ 人員が不足する班については、会長等（会長、副会長又は書記）自らが居住する居住区画より、人員が不足する班の係員を選出します。

このとき、会長等は、それぞれ班を特定しておく、役員を交代したときに同一の方法を採用することで、円滑に人選することが出来ます。

ウ ア及びイの定めに関わらず、専門的な知識や技能を持った者がいることが望ましい救護係や安全係などについては、該当者の有無を調べ、該当者があれば、その者に係員になってもらうように協力を求めます。

なお、係員になってもらえない場合には、可能な範囲で業務を手伝ってもらえるように協力を求めてください。

(3) 運営方法

① 役員及び係員は、特定の方に負担がかからないように、定期的に交代します。

② 避難所は、避難者の皆さんが互いに助け合う意識を持っていないければ、円滑に運営することはできません。

係員でなくとも積極的に業務を手伝うように呼びかけてください。

③ 避難所には、性別だけでなく、乳幼児、高齢者、障害者といった多種多様な避難者が避難されます。飼育動物と共に避難された方もいるかもしれません。

すべての避難者の意見を反映することは困難ですが、できる限り多種多様な意見を反映できるように努めてください。

意見が言いにくい環境になってしまうと、避難者間の人間関係の悪化を招く恐れがあり、避難所の運営に支障が生じてきます

④ 決まりのない業務が必要となったときは、避難者の皆さんで協力して行います。

なお、その業務が重労働であったり長期化する恐れがあるなどの場合には、必要に応じて、新たに役職や係員を配置します。

2 ひなんしよ 避難所のルール

ひなんしよ うんえい えんかつ おこな 避難所の運営を円滑に行うために、ひなんしや まも 避難者が守るべきルールを定めま
す。

さだ 定めたルールは、ひなんしや ようい かくにん 避難者が容易に確認することのできる てきとう ばしよ 適当な場所に
けいじ しゅうち はか 掲示し、周知を図ります。

ひなんしよ つぎ かか ないよう きほん 避難所のルールは、次に掲げる内容を基本とし、 てきぎ ついか しゅうせい 適宜、追加や修正を
おこな さだ 行って定めてください。

また、ひつよう おう みなお おこな 必要に応じて、見直しも行ってください。

(1) いっぱんてき 一般的ルール

- ① ひなんしやぜんいん たが きょうりよく あ ひなんしよ うんえい 避難者全員がお互いに協力し合って避難所を運営すること。
- ② やくいん かかりいん ていきてき こうたい とくてい もの ふたん 役員、係員は、定期的に交代するものとし、特定の者に負担がかから
ないようはいりよ 配慮すること。
- ③ しょう もんだい ひなんしや そうい かいけつ つと 生じた問題は、避難者の総意による解決に努めること。
- ④ すべてのひなんしや しんじょう せいべつ しゃかいてきみぶん ねんれいなど さべつ 全ての避難者は、信条、性別、社会的身分、年齢等により差別して
はならず、びょうどうせい こうへいせい かくほ つと 平等性、公平性の確保に努めること。

なお、このりねん ふ りねん 理念を踏まえたうえで、あか こ にんさんぶ こうれいしや 赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、
からだ ぶじゆう もの けんこうじょうたい わる もの かか たしゅたよう 身体が不自由な者、健康状態が悪い者などが抱える多種多様なニーズに
はいりよ うんえい おこな 配慮した運営を行うこと。

- ⑤ 避難所は避難者が共用して生活する場所であるため、一部の者が占有するようにはあってはならないこと。

なお、洗濯物を干す場所などの共用スペースを設けるときは、もめごとが起こらないように、あらかじめルールを定めることが望ましいこと。

(2) 危機管理

- ① 立入禁止の区域には立ち入らないこと。

また、安全が確認されていない場所についても、みだりに立ち入らないこと。

- ② 指定された場所以外で火気の使用を禁止すること。

- ③ 火気の使用後は、必ず、消火したことを確認すること。

- ④ 建物内は、全面禁煙とすること。

なお、喫煙者は、喫煙スペースで喫煙するものとし、喫煙後は、必ず、消火したことを確認すること。

(3) プライバシーの保護

- ① 居住スペース、簡易トイレ、プライベートテントなど、他人が使用している空間に、みだりに立ち入ったり、のぞいたりしてはならないこと。

- ② テレビやラジオ等の音量、携帯電話等での話し声などは、周囲に迷惑をかけないようにすること。

なお、テレビやラジオ等を視聴するときは、



イヤホンを使う。

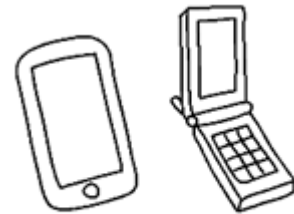
できる限り、イヤホンを使用すること。

- ③ 避難者が個人的に使用するテレビ、ラジオ、携帯電話等については、
消灯時間以降は、居住スペースでの使用を

一切禁止すること。

なお、携帯電話等の通信手段は、

マナーモードに切り替えておくこと。



マナーモードにする。
夜間の居室内では使用しない。

(4) 生活時間

生活時間は、原則として、次のとおりとすること。

起床時間	午前	6:30	
消灯時間	午後	9:30	
食事時間	午前	8:00	(朝食)
	正午	12:00	(昼食)
	午後	6:00	(夕食)
視聴時間 (テレビ・ラジオ等)	午前	6:30	から
	午後	9:00	まで
電話利用時間	午前	6:30	から
	午後	9:00	まで

(5) 物資の配給

- ① 食料、水、その他必要な物資は、避難所で生活する避難者のみに配給するものではなく、災害にあった住民に対して公平に配給するものであるため、避難所が独占するようなことは厳に慎むこと。
- ② 数量が不足する場合は、要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）を優先に配給すること。
- ③ 避難者に配給する物資は、その内容や数量を、配給の都度に、避難者に対して知らせること。
- ④ 不足する物資があるときは、相談受付係にその旨を連絡してください。

(6) 健康管理

- ① 避難生活は、平常的な日常生活と違い、食事や物資などが不足するうえ、不便な生活を強いられることから、健康管理に気をつけ、体調が悪化したときは、すみやかに救護係に相談すること。
- ② 可能な限り清潔を保つように心がけ、うがいや手洗いをこまめにするなど、感染症等の病気の予防に努めること。
- ③ 体力の低下を防ぐため、可能な範囲で身体を動かすこと。

なお、身体を動かさない状態が長時間続くと、エコノミークラス症候群などの症状が発生する可能性があるため、気をつけること。

■ エコノミークラス^{しょうこうぐん}症候群^{よほううんどう}の予防運動



足を上下に
つま先立ちする



つま先を
引き上げる



ふくらはぎを
軽く揉む

(7) ひなんしよ^{ひなんしよ} にゆうたいしよ^{にゆうたいしよ} 避難所の入退所

① すべての避難者は、避難所へ入所するとき、又は退所するとき、
避難者管理係^{ひなんしよかんりがかり}に対してその旨^{たい}を伝えること。

② すべての避難者は、たとえば自宅^{じたく}の被災^{ひさい}状況^{じょうきょう}の確認^{かくにん}など、いかな
る理由^{りゆう}があつたとしても、無断^{むだん}で避難所^{ひなんしよ}を離れてはならないこと。

なお、避難所^{ひなんしよ}を離れること^{はな}（退所^{たいしよ}を含む。）があるときは、あらかじめ避難者管理係^{ひなんしよかんりがかり}に対してその旨^{たい}や行き先^{むね}等^ゆの必要事項^{さきなど}を伝えること。

③ ①及び②の連絡^{れんらく}は、原則^{げんそく}として、避難者^{ひなんしよ}自らが^{みずか}行うこと。

(9) ゴミ^{しより}の処理

① 自^{みずか}らつくつたゴミは、分別^{ぶんべつ}したうえで、原則^{げんそく}として、自^{みずか}ら指定^{してい}のゴミ置き場^{おきば}に搬入^{はんにゅう}すること。

なお、作業^{さぎょう}等^{など}により発生^{はっせい}したゴミは、作業^{さぎょう}を行^{おこな}った者が責任^{ものせきにん}を持って
ゴミ置き場^{おきば}に搬入^{はんにゅう}すること。

- ② ゴミ置き場に搬入する際には、必ず、ゴミをゴミ袋に入れて、犬や猫などに荒らされないようにすること。
- ③ 生ゴミなど腐敗するものを居住スペースに置いたままにしないこと。

(8) 飼育動物の管理

- ① 飼育動物の管理責任は、飼い主が負うものであること。
- ② 飼育動物を飼う避難者が複数あるときは、それらの者が飼育していない避難者に優先して、連帯し、かつ、責任を持って飼育すること。
- ③ 飼育動物の排泄物等の処理などは、公衆衛生上の問題が生じないように努めること。

なお、管理上、又は公衆衛生上の問題がある場合、若しくは問題が生じた場合には、すみやかに市に対して指導・援助を求めること。

- ④ 飼育動物の食料、水、その他必要な用品は、飼い主が準備すること。
- ⑤ 飼育動物は、指定の飼育動物の避難場所に避難させ、居住スペースへの持込みは禁止とすること。

ただし、介助犬とともに避難した者（飼い主）があるときは、個別の判断により、居住スペース内に必要な居住空間を設けることができる。

なお、これは必ずしも同居を認めるものではなく、必要なときに介助犬を持込む方法で対応可能であれば、その方法を優先すること。

- ⑥ 飼育動物は、必ず、リードでつなぎとめるか、ゲージなどの飼育ケースに入れて管理すること。

のばな
野放しにしたり、に逃だげ出してしまふようなかんり管理は認められないこと。

⑦ しいくどうぶつ飼育動物には、きけんどうぶつ危険動物はふく含まれないこと。

3 自治組織の主な業務

(1) 役員会

- ① 避難所を開設した取りまとめ役は、初めての役員会の開催にあたり、各居住区画より選出された代表者を招集し、代表者会を開催して役員を決めます。
- ② 役員会は、自治組織として避難所を運営するにあたり、このマニュアルの内容の把握に努め、運営上必要な避難所のルール等を定めます。
- ③ 役員会は、情報共有の場でもあることから、定期的に実施します。
- ④ 書記が作成する会議録は、第三者が見てわかるものであれば、簡単な箇条書き程度のもので構いません。
- ⑤ 班長は、担当する業務に生じている課題があれば、改善を図るため議題に挙げます。

また、各系の業務の経過報告を行います。

- ⑥ 班長が出席できないときは、所属する係員が代理で出席します。

(2) 災害対策本部等との連絡調整

- ① 避難所は、必要な支援を受けられるように、災害対策本部等と連絡を取る必要があります。

なお、大災害により災害対策本部（香美市役所防災対策課）は混乱していることが予想されます。災害対策本部又は物部災害対策支部（香美市役所物部支所）のいずれか連絡の取れる方に連絡してください。

- ② 災害対策本部等へ連絡する際には、避難所の状況を把握し、あらかじめ様式『避難所の状況連絡票』を作成したうえで、その時点で確保できている連絡手段によって連絡します。

必要な支援を少しでも早く受けるためには、避難所の状況を、すみやかに、できる限り詳しく伝える必要があります。

(3) 避難者との連絡調整

- ① 災害対策本部等から得た情報など、避難者に対して提供すべき情報があるときは、すみやかに提供する必要があります。
- ② 提供すべき情報は、原則として、居住スペースの壁面等に掲示し、避難者全員が確認できるようにします。

なお、掲示場所は、あらかじめ決めてください。

- ③ 特定の避難者に連絡すべき情報があるときは、個別に対応してください。

(4) ボランティア等との連絡調整

- ① 外部からのボランティア等があるときは、避難所のルール等の周知を図り、円滑に運営されるように努めること。
- ② ボランティア等の代表者と定期的に協議するなどし、必要な支援の内容等について意思疎通を図ること。

(5) 要望・相談の受付

- ① 不便な避難生活を強いられた避難者からは、多種多様な要望や相談が寄せられるとされます。

要望や相談について対処する旨をその場で安易に答えてしまうと、実現性が低い内容であるほど、後々大変な事態となってしまう。

受付けた相談内容は、班長や会長等と協議して対処の可否を決定してください。

- ② 不便な避難生活が長期化するほど、平常時には我慢できていたことに気分を害するようになっていきます。特に居住スペースは、考え方の違う多種多様な方々が多く集まる場所ですので、些細なことであっても苦情として相談してくるようになります。中には、解決できないような苦情もあるでしょう。解決できなくとも、話を聞くだけで気分がよくなることもあるので、可能な限り話を聞いてみてください。

なお、班長をはじめ、会長、副会長は、相談係の業務が特殊であることを踏まえ、心のケアについて特に配慮してください。

- ③ 避難者全員を対象に話を聞くことは困難ですので、たとえば、居住区画で要望や相談を取りまとめるなどの工夫が必要です。

ただし、個別に相談を受けなければならない案件もあるでしょうから、すべてに同じ方法が取れる訳ではありません。

- ④ 避難生活に直接関係しない個人的な相談については、話を聞く程度に留め、原則として受けず、身内の方などに相談できる者に相談するように促してください。

- ⑤ 相談係や役員は、相談業務で知り得た避難者の個人情報をも、みだりに他人に漏らしてはなりません。

(6) 避難者の受付と管理

- ① 避難者の受付及び管理には、様式『避難者名簿・台帳』を用います。
- ② 『避難者名簿』は、居住区画ごとに必要な枚数を配布し、避難者に世帯単位で記入してもらいます。

このとき、同一世帯人の在宅避難者、安否不明者の情報も記入してもらいます。

- ③ 『避難者名簿』は、居住区画ごとに整理します。
- ④ 『避難者名簿』を基に、『避難者台帳』を作成して管理します。
- ⑤ 他の係と連携して、『避難者台帳』に搭載すべき情報を補完します。
- ⑥ 香美市役所物部支所より避難行動要支援者名簿の提供を受け、この名簿を基に『避難者台帳』に搭載すべき情報を補完します。

※ 避難行動要支援者とは、災害発生時に自ら避難することが困難な方で、その円滑な避難の確保を図るため、特に支援を要する方をいいます。

※ 避難行動要支援者名簿は、災害発生時又は発生する恐れがある時には、災害対策基本法の定めにより、本人の同意を得ずに名簿情報の提供を受けることができます。

(7) 未避難者の安否確認

- ① 避難所に避難していない未避難者（在宅避難者を含む。）があるときは、安否が確認され次第、その情報を『避難者台帳』に補完します。
- ② 警察署、消防署、消防団、自主防災組織等と連携して、救助・救急活動に協力します。

(8) 避難者の救護

- ① 医師、看護師、介護士などの有資格者や経験者である避難者の有無を確認し、該当者があるときは協力を求めます。
- ② 負傷者、疾病者、要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）のなかに、特に応急的に救護しなければならない者があるときは、その者を救護スペースへ入居させます。
- ③ 救護スペースでの応急的な救護では対応できないような避難者があるときは、個別の判断により、次のとおり対応します。
 - ア 主に医療的な措置が必要な者については、医療救護所（大柝診療所）へ搬送します。
 - イ 主に福祉的な措置が必要な要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）については、必要に応じて、福祉避難所（要配慮者専用避難所）へ搬送します。
 - ウ 特に重篤で緊急性の高い者については、直ちに連絡係を通じて、災害対策本部等に対して緊急搬送等の要請を行います。

- ④ 救護を要する避難者の関係者（家族、親戚、知人など）に協力を求めるとともに、その関係者との連絡を密にします。

(9) 避難者の健康管理

- ① 手洗い、うがいなどを呼びかけ、感染症の防止に努めます。
- ② 居住スペースでの避難生活の状況（食事の状況や健康状態を含む。）の把握に努め、健康状態が悪化している避難者がいるときは、救護係に協力を求めます。
- ③ 避難所内に公衆衛生上の問題が生じないように、他の係と連携して、必要な活動を行います。

(10) 避難所の安全確認

- ① 土木作業員や設計士等の専門的な技能や知識を持った避難者の有無を確認し、協力を求めます。
- ② 避難所の開設時に行った建物の安全確認は応急的なものです。避難所を開設した後には、判定士による判定を受ける必要があります。判定士による判定を終えてない場合は、連絡係を通じて、災害対策本部等へ判定士による判定を要請してください。
- ③ 判定士による判定の有無を問わず、避難所が閉鎖されるまでは、定期的に建物の安全確認を行います。
- 判定士によって安全が確認された建物であっても、その後の余震等により危険度は変わってきますので、決して、この業務を省略してはなりません。

- ④ 建物の安全確認を行う際には、避難所の開設時に使用した別紙『建物安全性チェックリスト』を用いて、確認項目のすべてを、現地で目視により確認します。

- ④ 避難者等が立入禁止の区域に入らないように、表示を掲示します。

また、使用してはならない物品等があれば、同様に表示を掲示します。

(11) 避難所の治安維持

- ① 避難所の治安維持につき、定期的に見回りや啓発等を行います。

- ② 避難所内に事件等が起こった場合には、連絡係を通じて、その旨を災害対策本部及び関係機関（警察署、消防署など）に連絡します。

なお、火災など緊急性があり、関係機関が対応するまでに応急的な措置を講ずる必要があるものについては、避難者全員が協力して対処してください。

(12) ゴミの収集、ゴミ置き場の整理

- ① 避難者が出したゴミは、原則として、各自がゴミ置き場へ搬入することとしていますが、避難者の中には要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）も多いため、係員が定期的にごみの収集を行います。

- ② ゴミ置き場に搬入されたゴミを整理します。

- ③ ゴミの分別、ゴミの発生・排出の抑制を啓発します。

だいさいがい しゅうしゅうじぎょうしゃ ひさい かのうせい おも
大災害により、収集事業者も被災している可能性があり、思うよう
にゴミが収集されないことが予想されます。避難者全員が、できる限
りゴミをつくらない努力が必要ですので、理解を求めてください。

(13) ひなんしょ せいそう 避難所の清掃

- ① ひなんしょないおよ おくがい ていきてき せいそう
避難所内及び屋外を定期的に清掃します。
- ② ゴミや煙草のポイ捨てをしないように啓発します。

(14) かんい いじかんり 簡易トイレの維持管理

- ① かんい ていきてき せいそう
簡易トイレを定期的に清掃します。
- ② トイレトペーパーなどを定期的に補充します。

(15) ぶっし ちょうたつ かんり はいきゅう 物資の調達、管理及び配給

- ① ぶっし ほかん ぶっし かんり
物資スペースに保管している物資を管理します。
たん ぶっし ほかん ぶっし ちょうたつ はいきゅう じょうきょう はあく
単に物資を保管するだけでなく、物資の調達や配給の状況を把握
し、できる限り数量に不足が生じないように努めなければなりません。
- ② ぶそく ぶっし れんらくがかり つう さいがいたいさくほんぶどう ぶっし
不足する物資については、連絡係を通じて、災害対策本部等へ物資
の搬入を要請します。

なお、こべつ はんだん ちょうたつかのう ぶっし ちょうたつ
個別の判断により、調達可能な物資を調達します。

- ③ ひなんしゃ じょうきょう おう てきぎ ぶっし はいきゅう
避難者の状況に応じて、適宜、物資を配給します。

このとき、つぎ りゅうい
このとき、次のことについて留意してください。

ア 食料、水、その他必要な物資は、避難所で生活する避難者のみに配給するものではなく、災害にあった住民に対して公平に配給するものであること。

イ 数量が不足する場合は、要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）を優先に配給すること。

ウ 避難者に配給する物資は、その内容や数量を、配給の都度、避難者に対して知らせること。

(16) 炊出しの実施

① 定められた食事の時間に合わせて、炊出しを実施します。

② 食事の提供は、避難者全員に対して公平に行います。

ただし、数量が不足する場合は、要配慮者（赤ちゃん・子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者など）を優先に配給してください。

③ 炊出しの実施後は、火の元を十分に確認してください。

このとき、目視で火が見えないことを確認するだけでなく、元栓を閉めたり、水をかけるなどして確実に消火したことを確認する必要があります。

(17) ひなんしょうんえいきろく 避難所運営記録

- ① ひなんしょ えんかつ うんえい ようしき ひなんしょうんえいきろく ひび
避難所を円滑に運営するために、様式『避難所運営記録』により、日々
ひなんしょ じょうきょう きろく
の避難所の状況を記録します。
- ② この記録は、きろく とうじつごご し じょうきょう きにゅう
この記録は、当日午後7時の状況を記入してください。
- ③ とうじつ ひなんしゃかす しゅうけい きろく ひなんしゃだいちょう ないよう
当日の避難者数を集計して記録するときは、『避難者台帳』の内容
がっち
と合致するようにしてください。
- ④ この記録は、きろく やくいん こうたい おこな
この記録は、役員が交代して行ってください。

(18) ひなんしょうんえいにつし 避難所運営日誌

- ① ひなんしょ えんかつ うんえい ようしき ひなんしょうんえいにつし ひび
避難所を円滑に運営するために、様式『避難所運営日誌』により、日々
ひなんしょ できごと きろく
の避難所での出来事を記録します。
 - ② この記録は、きろく できごと お つど きにゅう
この記録は、出来事が起こった都度に、記入してください。
 - ③ この記録は、きろく かんけつ かじょうが こころ
この記録は、できるかぎり簡潔に箇条書きするように心がけてくだ
さい。
 - ④ この記録は、きろく せいしつてき こじんじょうほう ふく かのうせい たか とりあつか
この記録は、性質的に個人情報を含む可能性が高いため、取扱いに
じゅうぶん ちゅうい
は十分に注意してください。
 - ⑤ もんだい かだい きろく ばあい ひつよう おう やくいんかい さい
問題や課題を記録した場合には、必要に応じて、役員会を開催してく
ださい。
- なお、これをかいけつ
解決したときは、その記録部分のきろくぶぶん よはくぶ かんけつび きにゅう
余白部に完結日を記入
してください。
- ⑥ この記録は、きろく やくいん こうたい おこな
この記録は、役員が交代して行ってください。

避難所に関する基本情報

1 物件情報

建 物 名	奥物部ふれあいプラザ
所 在 地	香美市物部町大柝878番地3
電 話 番 号	0887-58-4824
所 有 者	香美市
所 管 部 署	香美市役所物部支所
管 理 者	香美市社会福祉協議会
築 年 数	昭和63年建築
耐 震 性	あり
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建
収 容 人 数	(居住) 96人 (救護) 14人
最 大 収 容 人 数	(居住) 約140人 (救護) 約18人
入 居 事 業 所 名	香美市社会福祉協議会物部支所 物部歯科診療所

※ 建物の鍵は、所有者（所管部署）及び管理者が保有しています。

2 避難所の利用を想定する自主防災組織等

	組織名	代表者名
1	大柝自治会	
2	大柝第一防災会	
3	大柝第二防災会	
4	大柝第三防災会	
5	大柝仁井屋防災会	
6	大比防災会	
7	セトル成矢防災会	
8	中屋組防災会	
9	西町組防災会	

関係機関連絡先一覧

香美市役所	〒782-8501 香美市土佐山田町宝町1-2-1 (電話) 0887-53-3111
災害対策本部 (防災対策課)	(電話) 0887-52-8008 (FAX) 0887-53-5958 (Eメール) bosai@city.kami.lg.jp
香美市役所香北支所	〒781-4292 香美市香北町美良布1097
香北災害対策支部	(電話) 0887-59-2311 (FAX) 0887-59-4204
香美市役所物部支所	〒781-4401 香美市物部町大柵1390-1
物部災害対策支部	(電話) 0887-58-3111 (FAX) 0887-58-3110
南国警察署	〒783-0005 南国市大桶乙799-1 (電話) 088-863-0110
香美警察庁舎	〒782-0039 香美市土佐山田町栄町12-2 (電話) 0887-52-0110
大柵駐在所	〒781-4401 香美市物部町大柵1391 (電話) 0887-58-2110
香美市消防署	〒782-0035 香美市土佐山田町百石町2-3-51 (電話) 0887-53-4176
香北分署	〒781-4202 香美市香北町蕨野139 (電話) 0887-58-3161
中央東林業事務所	〒782-0012 香美市土佐山田町加茂777 (電話) 0887-53-0655
中央東土木事務所	〒783-0004 南国市大桶甲1592 (電話) 088-863-2171
永瀬ダム管理事務所	〒781-4201 香美市香北町永瀬1328-1 (電話) 0887-58-2046
中央東福祉保健所 (地域支援担当)	〒782-0016 香美市土佐山田町山田1128-1 (電話) 0887-53-3171
大柵保育園	〒781-4401 香美市物部町大柵2033 (電話) 0887-58-2408
大柵小学校	〒781-4401 香美市物部町大柵1177-3 (電話) 0887-58-2400
大柵中学校	〒781-4401 香美市物部町大柵1800-イ (電話) 0887-58-2402
もんべえ学童クラブ	〒781-4401 香美市物部町大柵1390-1 (電話) 0887-58-2058
大柵診療所 (医療救護所)	〒781-4401 香美市物部町大柵898-1 (電話) 0887-58-2410
物部歯科診療所	〒781-4401 香美市物部町大柵898-1 (電話) 0887-58-4768
デイサービスセンター こづみ通所介護事業所	〒781-4401 香美市物部町大柵898-1 (電話) 0887-58-2828
大柵区長事務所	〒781-4401 香美市物部町大柵1092-5 (電話) 0887-58-2540

香美市物部町 指定緊急避難場所及び指定避難所

平成30年3月8日 指定

No.	施設(場所)名称	指定緊急避難場所			指定避難所 20	所在地
		地震 25	洪水 34	土砂災害 19		
80	庄谷相多目的集会所	○	○	—	○	物部町庄谷相1234-1
81	中谷川公会堂	○	○	—	○	物部町中谷川318
82	浦山公会堂	○	○	—	○	物部町仙頭1854-3
83	特別養護老人ホーム葎生郷	○	○	○	—	物部町大栃89-1
84	奥物部ふれあいプラザ	○	○	○	○	香美市物部町大栃878-3
85	物部町高齢者生活福祉センター「こづみ」	○	○	○	○	物部町大栃898-1
86	大栃区長事務所	○	○	○	○	物部町大栃1092-5
87	大栃小学校 体育館	○	○	○	○	物部町大栃1177-3
88	南組公会堂	○	○	○	○	物部町大栃1226
89	香美市役所物部支所	○	○	○	○	物部町大栃1390-1
90	久保組公会堂	○	○	○	○	物部町大栃1575-1
91	大栃中学校 体育館	○	○	○	○	物部町大栃1800-イ
92	旧大栃高等学校 多目的棟1・2階	○	○	○	—	物部町大栃1926
93	中屋公会堂	○	○	—	○	物部町大栃2064-3
94	大北組公会堂	○	○	○	○	物部町大栃2236
95	山崎老人憩の家	—	○	○	—	物部町山崎756-4
96	塩公会堂	○	○	—	○	物部町山崎1023-1
97	影仙頭集落センター	—	○	○	—	物部町仙頭902
98	小浜農産物直販所	—	○	—	—	物部町小浜732-4
99	根木屋公会堂	—	○	—	—	物部町根木屋309
100	岡ノ内公会堂	○	○	○	○	物部町岡ノ内188-1
101	旧岡ノ内小中学校 グラウンド	○	○	○	—	物部町岡ノ内235-6
102	農林漁業体験実習館	○	○	○	○	物部町別府373-5
103	高井多目的集会所	○	○	—	○	物部町久保高井131-1
104	旧久保小学校 グラウンド	○	○	—	—	物部町久保沼井207
105	影公会堂	—	○	—	—	物部町久保影120-1
106	笹上公会堂	—	○	○	—	物部町笹1063-2
107	五王堂分団屯所	—	○	—	—	物部町五王堂943-7
108	旧五王堂小学校 グラウンド	○	○	—	—	物部町五王堂1115
109	黒代公会堂	—	○	—	—	物部町黒代295
110	神池分団屯所	○	○	—	○	物部町神池2045-3
111	楮佐古公会堂	○	○	—	○	物部町楮佐古369・370
112	平井公会堂	○	○	○	○	物部町柳瀬1359
113	市宇公会堂	—	○	○	—	物部町市宇470-1

※ 指定緊急避難場所の欄に○印のついている場所又は施設を指定緊急避難場所とします。なお、グラウンドや広場で○印がついている場所においては、建物は含んでいない又は建物がありませんので、ご注意ください。

※ 指定避難所の欄に○印のついている施設を指定避難所とします。

※ 状況により、開設する指定避難所を限定する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

物部町内ヘリコプター臨時離着陸場

施設の名称	所在地	発着場面積(東西×南北) m
大栃ヘリポート	大栃字柳澤西掛テ965番3地先	22.0 × 22.0
神池ヘリポート	神池字田ノ本1709番	18.7 × 25.2
五王堂ヘリポート	五王堂亀原38番1	26.0 × 26.0
岡ノ内ヘリポート	岡ノ内字天地久田235番6	22.0 × 22.0
別府ヘリポート	別府字シノミネ438番4	17.0 × 17.0

防災倉庫保管物品一覧

	物品の名称・種類	数 量					計
		取りまとめ役	安全確認係	屋外誘導係	物品係	予備	
1	ハンドマイク (拡声器)						
2	ヘルメット						
3	懐中電灯						
4	用紙						
5	クリップボード (用箋挟)						
5	マジック						
6	ボールペン						
7	ガムテープ						
8	『立入禁止』の表示						
9	作業担当者向け解説書「はじめにお読みください～作業の分担～」 【裏面】作業分担表						
10	作業担当者 (屋外誘導係) 向け解説書「待機場所の確保～屋外の待機場所への誘導～」						
11	作業担当者 (安全確認係) 向け解説書「建物の安全確認1～建物の外観・周辺環境の確認～」						
12	作業担当者 (安全確認係) 向け解説書「建物の安全確認2～建物内 (地階) の確認～」 【裏面】建物安全性チェックリスト (Bシート①/地階)						
13	作業担当者 (安全確認係) 向け解説書「建物の安全確認3～建物内 (1階) の確認～」 【裏面】建物安全性チェックリスト (Bシート②/1階)						
14	作業担当者 (安全確認係) 向け解説書「建物の安全確認4～建物内 (2階) の確認～」 【裏面】建物安全性チェックリスト (Bシート③/2階)						
15	作業担当者 (安全確認係) 向け解説書「建物の安全確認5～建物内 (PH屋上階) の確認～」						
16	作業担当者向け解説書「建物内への誘導～建物の安全が確認された場合～」						
17	奥物部ふれあいブラザ 位置図						
18	奥物部ふれあいブラザ 平面図 (地階)						
19	奥物部ふれあいブラザ 平面図 (1階)						
20	奥物部ふれあいブラザ 平面図 (2階)						
21	奥物部ふれあいブラザ 平面図 (PH屋上階)						

避難所運営用品一覧

(注) 下表に掲げる避難所の備蓄物資は、避難所で生活する避難者のみに配給するものではなく、災害にあった住民に対して公平に配給するものである。

番号	保管場所	物品の名称・種類	数量	説明
1		毛布		
2		ラーメン	400	
3	機能訓練室	簡易トイレ	6	建物内のトイレは使用禁止のため、この簡易トイレを使用します。
4	機能訓練室	トイレテント	6	テント内に簡易トイレを設置して使用します。
5	機能訓練室	プライベートテント	6	更衣室、救護室、授乳室、オムツ替え室などを用途とします。
6		トイレトパー		
7		蓄便袋	1,200	
8		可燃ゴミ袋 (大)		
9		資源ゴミ袋 (大)		
10		軍手		作業等に用います。
11		ゴム手袋		作業等に用います。
12		雑巾		作業等に用います。
13		養生テープ		居住区画 (居住空間) 等を分ける際の日印として使用します。
14		ガムテープ		表示を掲示するときに使用します。

(付録5)

避難所運営記録

記入日	年 月 日
-----	-------

避難所名	記入者
------	-----

■ 本日の避難者数（午後7時現在）

避難者数		居住スペース			救護スペース			計
		男	女	小計	男	女	小計	
①	乳幼児（就学前）							
②	児童・生徒（小中学生）							
③	65歳未満（①・②を除く）							
④	65歳以上75歳未満							
⑤	75歳以上							
計								
要配慮者 うち	ア 乳児（1歳未満）							
	イ 幼児（1歳以上就学前）							
	ウ 介助を要する高齢者							
	エ 介助を要する障害者							
計								
医療を要する者 うち	ア 負傷者							
	イ 人工透析患者							
	ウ 産婦人科患者							
	エ 酸素療法患者							
	オ 小児科医療患者							
	カ 精神科医療患者							
	キ 要救急搬送（ア～カを除く）							
計								
うち死亡者								

※避難所に避難した実人数（死亡者を含む）を計上すること。

■ 避難者の増減（前日対比）

避難者数		居住スペース			救護スペース			計	
		男	女	小計	男	女	小計		
ア	本日の避難者数（再掲）								
イ	前日の避難者数								
ウ	差異（ア－イ）								
差異の内訳	増	入所							
		出生							
		計							
	減	帰宅							
		医療救護所へ入所							
		福祉避難所へ入所							
		死亡							
		理由不明							
		小計							
		一時帰宅							
	外出								
	行方不明								
	計								

■ 物資の状況

物資名	要請内容			受取内容		本日在庫 数 量
	要請日	要請先	要請数量	提供者	受取数	
保存水						
トイレトペーパー						
蓄便袋						
ゴミ袋（可燃・大）						
ゴミ袋（資源・大）						

■ 役務要請の状況

物資名	要請内容		本日の状況	特記事項
	要請日	要請先		
ゴミ収集			未 ・ 済	
し尿収集			未 ・ 済	
復旧工事 （電気・ガス・水道）			未 ・ 済	
			未 ・ 済	
			未 ・ 済	
			未 ・ 済	
			未 ・ 済	
			未 ・ 済	

避難所の状況連絡票

※ 報告経路 避難所 → 市町村（災害対策本部） → 市町村（健康福祉部署）

記入日： 年 月 日		記入者：	
避難所名：		所在地：	
避難所報告者：			
避難者数 (概数)	総数	総数 名 (男 名, 女 名)	
		うち避難者(名), 在宅避難者(名), 帰宅困難者(名)	
		介助が必要な高齢者や障害者等 (名)	
	医療の必要な方 ※重複可	妊婦 (名)	
		乳児 ※1歳未満 (名)	
幼児 ※1歳以上就学前 (名)			
ケガをしている方 ()名 小児科医療の必要な方 ()名			
		人工透析の方 ()名 産婦人科医療の必要な方 ()名	
		酸素療法が必要な方 ()名 精神科医療の必要な方 ()名	
		その他医療の必要な方 ()名 (内容:)	
		病院等への移送を必要とする方 計()名	
ペット		犬(匹) 猫(匹) その他(匹)	
生活環境	ライフライン	電 気	使用可 ・ 使用不可
		水 道	使用可 ・ 使用不可
		下 水 道	使用可 ・ 使用不可 ・ 区域外
		ガ ス	使用可 ・ 使用不可
電 話		携帯：使用可 ・ 使用不可 固定：使用可 ・ 使用不可 (番号) (番号)	
生活	トイレ	ヶ所 (充足 ・ 不足) 洋式便器 (有 ・ 無)	
		くみとり 水洗(使用可 ・ 使用不可)	
		手 洗 い	
		ヶ所 (充足 ・ 不足)	
要 望	食料・飲み物		食料 ()名分 飲み物 ()名分
	生活用品 (不足のものに○印)		トイレットペーパー 生理用ナプキン オムツ(大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 タオル 衣服 ()
	依頼事項		燃料 尿処理 ゴミ処理
	薬		かぜ薬 () 頭痛薬 () 腹痛薬 ()
			高血圧 () 抗うつ薬 () その他 ()
	その他		

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】

【受理確認方法】 避難所からの直持ち ・ 支援団体経由 ・ FAX ・ 電話等聞き取り ・ メール
その他 ()

避難所の状況連絡票

※ 報告経路 避難所 → 市町村（災害対策本部） → 市町村（健康福祉部署）

記入日： ○○年 ○月 ○日		記入者： 山田 一郎	
避難所名： 奥物部ふれあいプラザ		所在地： 香美市物部町大柵878-3	
避難所報告者： 香美 太郎			
避難者数 (概数)	総数	総数 15 名 (男 9 名, 女 6 名) うち避難者(8 名), 在宅避難者(5 名), 帰宅困難者(2 名) 介助が必要な高齢者や障害者等 (4 名) 妊婦 (1 名) 乳児 ※1歳未満 (0 名) 幼児 ※1歳以上就学前 (2 名)	
	医療の必要な方 ※重複可	ケガをしている方 (1)名 小児科医療の必要な方 (0)名 人工透析の方 (1)名 産婦人科医療の必要な方 (1)名 酸素療法が必要な方 (0)名 精神科医療の必要な方 (0)名 その他医療の必要な方 (1)名 (内容: 歯科) 病院等への移送を必要とする方 計(0)名	
	ペット	犬 (1 匹) 猫 (0 匹) その他(0 匹)	
	ライフライン	電 気 使用可 <input checked="" type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 水 道 使用可 <input checked="" type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 下 水 道 使用可 <input checked="" type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/> 区域外 ガ ス <input checked="" type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 電 話 携帯: ^{ときどき} <input checked="" type="checkbox"/> 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 固定: 使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 <input checked="" type="checkbox"/> (番号 090-0000-0000) (番号)	
生活環境	生 活	ト イ レ 1 ヶ所 <input checked="" type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足) 洋式便器 (<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input checked="" type="checkbox"/> くみとり 水洗(使用可 <input type="checkbox"/> 使用不可 <input type="checkbox"/>) 手 洗 い 1 ヶ所 <input checked="" type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足) 食 料 食 料 (充足 <input type="checkbox"/> 不足 <input checked="" type="checkbox"/>) 飲み物 (充足 <input type="checkbox"/> 不足 <input checked="" type="checkbox"/>)	
要 望	食料・飲み物	食料 (15)名分 飲み物 (15)名分	
	生活用品 (不足のものに○印)	<input checked="" type="checkbox"/> トイレtpペーパー <input checked="" type="checkbox"/> 生理用ナプキン <input checked="" type="checkbox"/> オムツ (大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 <input checked="" type="checkbox"/> タオル 衣服 ()	
	依頼事項	<input checked="" type="checkbox"/> 燃料 LPガス 尿尿処理 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ処理	
	薬	かぜ薬 (3) 頭痛薬 () 腹痛薬 () 高血圧 (3) 抗うつ薬 () その他 ()	
	その他	次回の人工透析は明日の予定です。 どうすればいいか至急連絡をお願いします。	

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】

【受理確認方法】 避難所からの直持ち ・ 支援団体経由 ・ FAX ・ 電話等聞き取り ・ メール
その他 ()

避難者名簿・台帳

- 避難者
- 在宅避難者
- 避難行動要支援者

避難所：

避難者 カード 整理 番号	世帯主	世帯主の 整理番号	氏名	お住まいは		住所	年齢	性別	食事 希望 有無	医療 配慮 有無	その他	居住 スペース	退所日				
1	○	1	香美 太郎	<table border="1"> <tr> <td>地区名</td> <td>地区外</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	地区名	地区外	○		土佐山田町宝町1丁目2-1	56	男	女	○	○	そばアレルギー	居	9月3日
地区名	地区外																
○																	
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
								男・女									
				人	人	食事希望者：計（人）→						←医療配慮者：計（人）					

避難者名簿・台帳

- 避難者
- 在宅避難者
- 避難行動要支援者

避難所：奥物部ふれあいプラザ

避難者 カード 整理 番号	世帯主	世帯主の 整理番号	氏名	お住まいは		住所	年齢	性別	食事 希望 有無	医療 配慮 有無	その他	居住 スペース	退所日
				地区名	地区外								
1	○	1	香美 太郎		○	土佐山田町宝町1丁目2-1	56	男	○	○	そばアレルギー	居	9月3日
1	○	1	山田太郎	本町		土佐山田町○○○	51	男				居	
2		1	山田花子	本町		土佐山田町○○○	48	女				居	
3		4	香北一郎	太郎丸		香北町○○○	82	男	○		おかゆ	居	
4	○	4	香北三太郎	太郎丸		香北町○○○	45	男				居	
5		4	香北和	太郎丸		香北町○○○	38	男		○	妊娠中	救護	
6		4	香北茂	太郎丸		香北町○○○	2	男	○		ミルク オムツ	救護	
7	○	7	高知健		○	高知市丸ノ内○○○	53	男		○	人工透析	居	
8	○	8	物部志郎	大橋		物部町○○○	88	男	○	○	おかゆ 高血圧	救護	
9		8	物部琴	大橋		物部町○○○	90	男		○		救護	
10	○	10	浜田桂		○	東京都千代田区○○○	33	男				居	
				8人	2人	食事希望者：計（人）→		3	4	←医療配慮者：計（人）			

待機場所の確保

～ 屋外の待機場所への誘導 ～

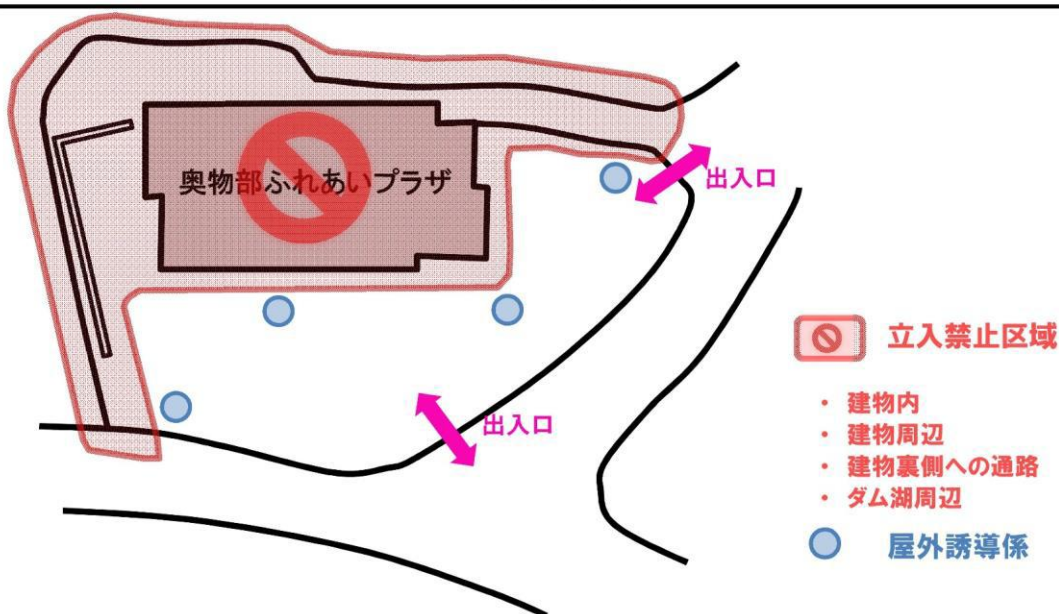
必要人員

最低 4 人

建物内へ入るな 危険！

- ◆ 建物も被災しています。建物の安全が確認されるまでは屋外で待機しましょう。
- ◆ 屋外の待機場所も安全でなければなりません。手分けして安全な場所を探しましょう。
- ◆ 数多くの方々が避難してきます。手分けして避難者を待機場所へ誘導しましょう。

実施手順



- ① 建物内、建物周辺は、建物の安全が確認されるまでは避難者を近づけないようにしてください。特に、人目の届かない建物の裏側には、人が集まるほどの広いスペースはなく逃げ場もないので、避難者が近づかないように、進入路を通行止めにしてください。
- ② 余震等が続く可能性もあり、地滑りや崖崩れの恐れのあるダム湖周辺にも、避難者を近づけないようにしてください。
- ③ 屋外に構える待機場所の候補といえば駐車場くらいしかありませんが、地盤に亀裂が入っていたり、電柱・電灯・植木などが倒れたり、電線が断線していたりするかもしれません。このような危険な要因がないかを確認したうえで、安全な場所に待機場所を確保してください。なお、危険な場所があったときは、その場所に近づかないようにしてください。
- ④ 避難者は、歩いて避難してくるとは限りません。道路が使用できる場合には、自動車や自転車などで移動してくる可能性があります。しかし、屋外には多くの避難者が待機しますので、駐車はおろか、車両そのものの進入を禁止しなければなりません。なお、車両の乗降は、近くの安全な場所で行うように伝えてください。

建物内への誘導

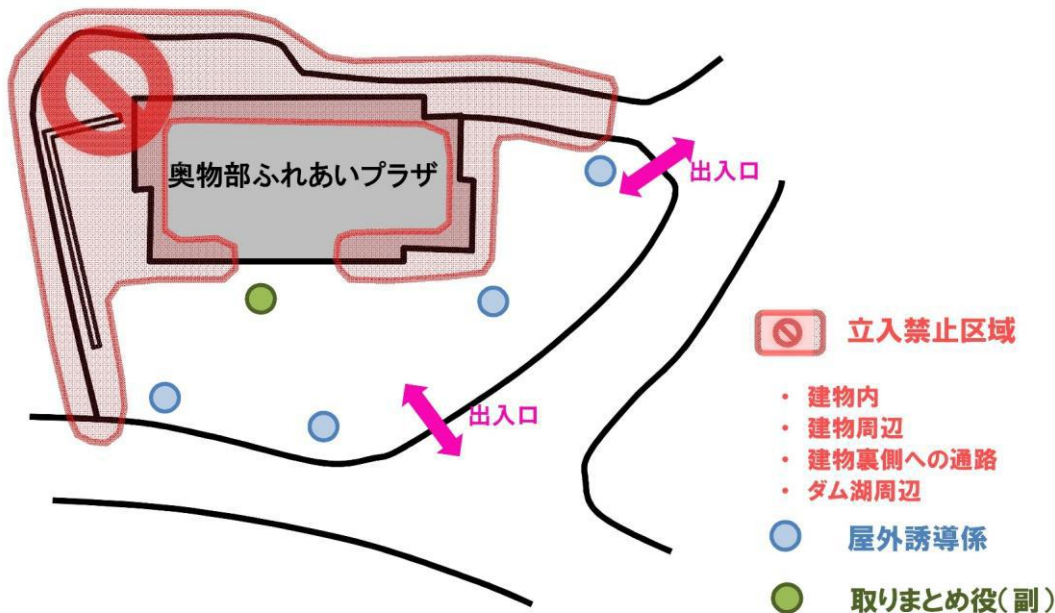
～ 建物の安全が確認された場合～

受入前に確認してください！

- ◆ 屋外誘導係は、避難者の受入れが終わるまで持ち場を離れないこと。
- ◆ 安全確認係が『立入禁止』を掲示し終えて、作業担当者が所定の配置についてから受入れること。
- ◆ 建物内の通行に支障となる障害物を可能な限り撤去しておくこと。
- ◆ 受入中にも余震等が起こりうることを想定し、非常口を確保しておくこと。
なお、受入口は、安全を確保するため、原則として、正面玄関のみとすること。
- ◆ 赤ちゃんや子ども、妊産婦、高齢者、身体が不自由な者、健康状態が悪い者などは、他の者に優先して先に受入れること。

屋外での誘導方法

図1 配置図(屋外)



- ① 建物の安全が確認されたからといって、避難者の自由な行動を許してしまうと、避難者を整理することができなくなります。安全を確保するため、避難者の受入口は玄関のみとし、他の出入口や建物周辺は、避難者を近づけないようにしてください。
また、特に、人目の届かない建物の裏側には、人が集まるほどの広いスペースはなく逃げ場もないので、避難者が近づかないように、進入路を通行止めにしてください。
- ② 余震等が続く可能性もあり、地滑りや崖崩れの恐れのあるダム湖周辺にも、避難者を近づけないようにしてください。
- ③ 正面玄関付近で、ハンドマイク（拡声器）などを用いるなどして、避難者に落ち着いて移動するように呼びかけることにより、混乱を招かないように整理してください。

屋内での誘導方法

図1 配置図(1階)

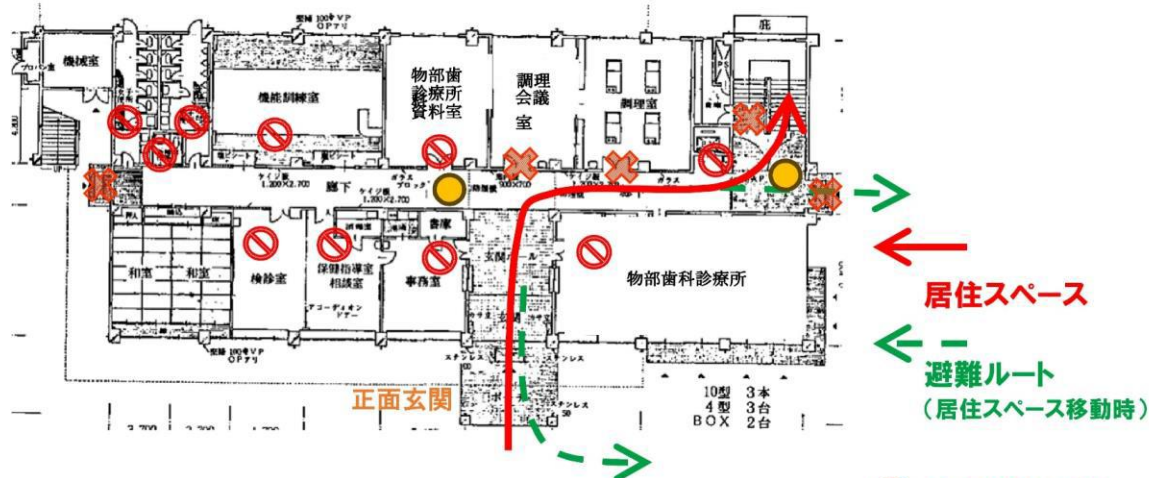
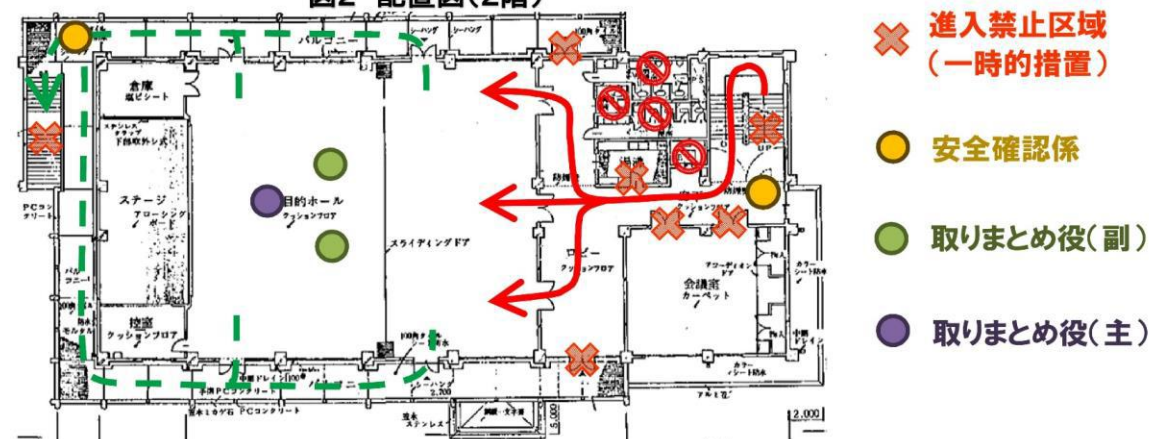


図2 配置図(2階)



- ① 全ての避難者を安全かつ円滑に建物内へ誘導するため、立入禁止区域以外の区域であっても、受入れの際には直接関係しない区域は一時的に進入を禁止します。
- ② 建物内へ誘導する際には、余震等が起こった場合のことを想定しておくことが大事です。避難者の受入口は、原則として、玄関のみとし、他の出入口は避難口として確保しておきます。
- ③ 1階は、玄関から階段(1階→2階)へ向かってスムーズに移動するように、安全確認係を配置して誘導します。
非常時には、玄関フロアにいる者は玄関から屋外へ避難し、廊下にいる者は進行方向を踏まえ、東側の出入口から屋外へ避難します。
なお、西側の出入口は混乱を招くので使用を禁止してください。
- ④ 2階は、階段からロビーへ向かい、3つの入口から多目的ホールへ入るように、安全確認係を配置して誘導します。
なお、バルコニーは、非常時に避難路として使用するので、ロビーからバルコニーへ移動しないように安全確認係を配置したうえで、その旨を呼びかけてください。
- ⑤ 取りまとめ役(主)は、取りまとめ役(副)とともに到着した避難者を整理します。
内壁やステージから2メートル程は通路として確保し、避難者はステージ側から整列してもらいます。
このとき、避難者は世帯単位で集まるように呼びかけてください。
- ⑥ 全ての避難者が多目的ホールに移動するまでは、多目的ホールから出ないように呼びかけます。
非常時には、バルコニーを避難路として使用し、非常用階段から屋外へ避難します。

建物内に避難し終わったら、避難所の開設作業に移ります。

はじめにお読みください

～ 作業の分担 ～

建物内へ入るな 危険！

- ◆ 建物も被災しています。建物の安全が確認されるまでは屋外で待機しましょう。
- ◆ 屋外の待機場所も安全でなければなりません。手分けして安全な場所を探しましょう。
- ◆ 数多くの方々が避難してきます。手分けして避難者を待機場所へ誘導しましょう。

直ちに作業を分担する！！

- ◆ 一刻も早く避難所を開設するには、避難者の皆さんが協力して開設しなければなりません。
- ◆ 避難所を開設するまでには、さまざまな作業があります。
- ◆ 過酷な状況において、最大限に円滑に作業を行うためには、全体の指揮を取る“取りまとめ役”（責任者）が必要です。
- ◆ 取りまとめ役は、大変重要な役割を担います。特に責任力、行動力、決断力のある方が望まれます。
なお、責任や負担が集中しないように補佐役も必要です。
- ◆ 「作業分担表」をもとに、作業の分担を決めてください。
- ◆ 必要な物品は、「避難所の開設運営の手引き」の巻末付録「防災倉庫保管物品一覧」を確認してください。

作業担当者の心得

- ◆ 自分の身の安全を第一に、無理せず、落ち着いて行動する。
- ◆ 作業の着手・完了、その他報告すべき事項は、その都度、必ず、取りまとめ役に報告する。
- ◆ お互いに情報を共有する。
- ◆ 判断できないことは、取りまとめ役に報告し、協議決定する。

作業分担表

	最低必要人員	作業内容	
		建物の安全が確認されるまで	避難所を開設するとき
取りまとめ役	4 (主) 1 (副) 3 (副)は、(主)を補佐する。	1 待機場所の決定。 2 情報の収集と把握。 ① 作業担当者の指揮・監督。 ② 「避難所の開設運営の手引き」の把握と周知。 ③ 避難者への連絡、情報の提供。 ※ 待機場所から離れたり、他の作業を兼務したりすると、指揮が乱れ、混乱を招くので、これらの行為は絶対にしないこと。	1 屋外での避難者の建物内への誘導。 2 居住スペース（2階多目的ホール）での避難者の整理。
物品係	2	1 鍵の受け取り。 (場所) 香美市役所物部支所 (鍵) 建物入口の鍵、防災倉庫の鍵 2 防災倉庫の保管物品の取り出し。 3 待機場所での物品管理。 ○ 不足する物品の調達。	1 建物内への物品搬入。 2 建物内での物品管理。
安全確認係	4	1 「建物の安全確認1～4」の把握。 ※ 時間があれば、「避難所の開設運営の手引き」も把握するほうが望ましい。 2 建物の安全性を確認。 ※ 現地で目視確認し、安全性を判断する(単独判断は厳禁)。	1 建物内の立入禁止区域への『立入禁止』の掲示。 ※ 避難者を建物内へ誘導する前に掲示し終えること。 2 建物内での避難者の居住スペース（2階多目的ホール）への誘導。 ※ 避難者が立入禁止区域へ侵入しないように人員を配置すること。
屋外誘導係	4	1 屋外での避難者の待機場所への誘導。 ※ 避難者が建物内、建物周辺及び屋外の安全未確認区域に進入させないこと。 ○ 建物敷地内へ進入する車両の整理(車両進入禁止)。 ※ 避難者の安全確保を優先するため、車両は絶対に進入させないこと。	1 屋外での避難者の建物内への誘導。 ※ 避難者を安全未確認区域や危険区域に進入させないこと。

建物が危険な場合は、直ちに他の避難所へ避難してください。

建物の安全確認 1

～ 建物の外観・周辺環境の確認 ～

必要人員
最低 4 人

1 確認の順番

建物の安全確認は、確認者の安全の確保につき、必ず、次の順番に行ってください。

確認内容	確認の順番	建物安全性チェックリストの種類
建物の外観・周辺環境の確認	1	Aシート これから行う作業
建物内の確認	地階	2 Bシート ①
	1階	3 Bシート ②
	2階	4 Bシート ③
	PH（屋上階）	5 Bシート ④

2 注意事項

- ① 確認作業は大変危険です。必ず、ヘルメット等の安全装備を着用してください。作業服や安全靴等を準備できるようにすれば、それらも着用してください。
- ② 確認の際は、絶対に扉や窓などを壊さないでください。
- ③ 火災や余震など、身の危険を感じるがあったときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全の確保を優先してください。

3 確認方法

図1 配置図

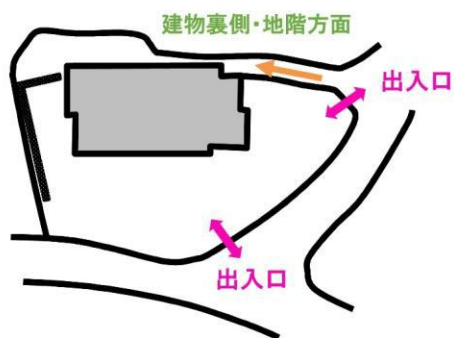
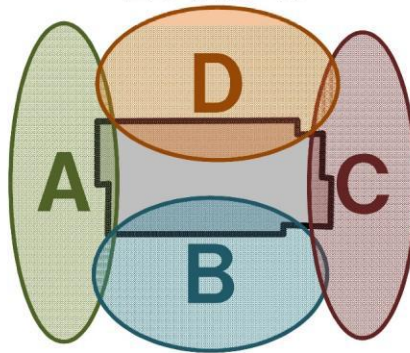


図2 確認エリア



- ① 建物の安全確認は、「1 確認の順番」のと通りの順番で行ってください。
- ② 確認作業は危険を伴うので、必ず、1組4人以上で組み分けするものとし、絶対に1人では行わないでください。
このとき、危険性の判断が独断にならぬように”目視で確認する者”が2人以上、記入誤りがないように”シートに記入する者”が2人以上とします。
- ③ 確認エリアをA・B・C・Dに分け、エリアごとに全ての項目を確認して危険性を判断します。
- ④ 確認エリアごとに「建物安全性チェックリスト」の項目について危険性を確認し、“有” “無”のいずれかを○（マル）で囲みます。
- ⑤ 1つの項目につき、A、B、C、Dの全ての確認エリアの危険性の判断結果を勘案して総合的な評価を行い、“危険” “安全”のいずれかを○（マル）で囲みます。
このとき、安全面に不安を感じるようなことがあれば、必ず、“危険”と評価してください。
- ⑥ ★マークのついた項目において、危険性“有”と判断したものが1つでもあった場合には、その建物は危険ですので、必ず、総合評価を“危険”と評価してください。
なお、確認作業中に★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保しなければなりません。

建物の安全確認は、必ず、このシートから始めてください。

建物安全性チェックリスト (Aシート / 外観・周辺環境)

確認日	年 月 日
確認者	

■ 建物の外観の確認

種別	項目	危険性				総合評価
		A	B	C	D	
建物の傾き	★ 建物は傾いていないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
外壁	★ 危険を感じるような亀裂はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	★ 危険を感じるような落下物はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
窓・扉	ガラスは割れていないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	窓・扉に変形や破損はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
地盤(建物部分)	★ 地盤沈下、亀裂などの異常はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
基礎	★ 壊れるなどの異常はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
燃料	破損、転倒、ガス漏れ等はないか	有・無				危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
《メモ》						

注) ★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保したうえで、ただちに、このシートの判定を行ってください。

■ 周辺環境の確認

種別	項目	危険性				総合評価
		A	B	C	D	
地盤(駐車場等)	地盤沈下、亀裂などの異常はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
地盤(道路)	地盤沈下、亀裂などの異常はないか			有・無		危険・安全
地盤(ダム湖側)	地滑り、崖崩れなどの異常はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
電柱・電灯・立木等	物が倒れたり、電線の断線はないか	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
《メモ》						

判定	<input type="checkbox"/> 総合評価が“危険”である項目が1つでもある → ただちに別の避難先へ避難する
	<input type="checkbox"/> 全ての項目の総合評価が“安全”である → 建物内(地階)の確認を行う

注) 該当する判定結果に✓(チェック)マークを記入してください。

建物の安全確認 2

～ 建物内（地階）の確認 ～

必要人員


最低 4 人

1 確認の順番

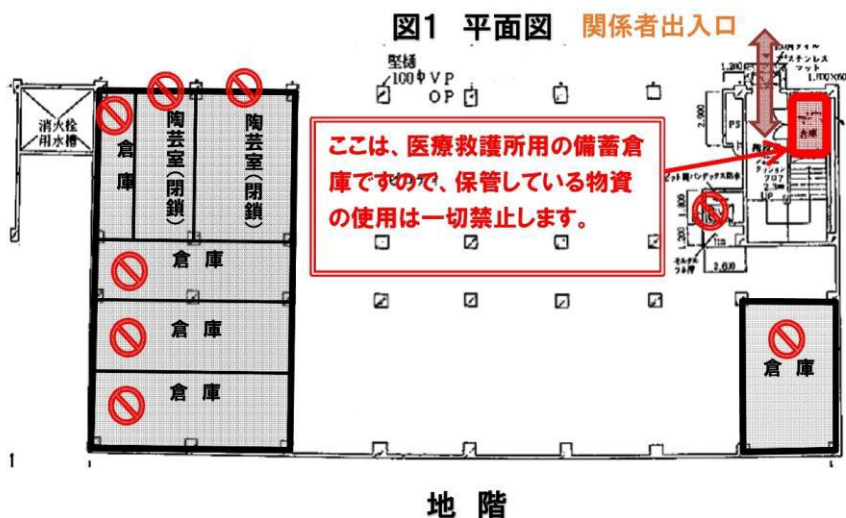
建物の安全確認は、確認者の安全の確保につき、必ず、次の順番に行ってください。

確認内容	確認の順番	建物安全性チェックリストの種類
建物の外観・周辺環境の確認	1	Aシート
建物内 の 確 認	2	Bシート ① これから行う作業
1階	3	Bシート ②
2階	4	Bシート ③
PH（屋上階）	5	Bシート ④

2 注意事項

- ① 確認の際は、絶対に扉や窓などを壊さないでください。
- ② （立入禁止）マークのある区域には、一切立ち入らないでください。
- ③ 火災や余震など、身の危険を感じるがあったときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全の確保を優先してください。

3 確認方法



- ① 「建物安全性チェックリスト」の項目について危険性を確認し、“有” “無” のいずれかを○（マル）で囲みます。
- ② すべての項目の危険性の判断結果を勘案して総合的な評価を行い、“危険” “安全” のいずれかを○（マル）で囲みます。
安全面に不安を感じるようなことがあれば、必ず、“危険”と評価してください。
- ③ ★マークのついた項目において、危険性“有”と判断したものが1つでもあった場合には、その建物は危険ですので、必ず、総合評価を“危険”と評価してください。
なお、確認作業中に★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保しなければなりません。

このシートは、必ず、Aシートの判定を終えてから始めてください。

建物安全性チェックリスト (Bシート① / 地階)

確認日	年 月 日
確認者	

■ 建物内（地階）の確認

場所	種別	項目	危険性	総合評価	
ピロティ	地盤	★ 地盤沈下、亀裂などの異常はないか	有 ・ 無	危険 ・ 安全	
	基礎	★ 壊れるなどの異常はないか	有 ・ 無		
	構造体（柱）	★ 亀裂や壊れるなどの異常はないか	有 ・ 無		
	内壁・天井	★ 亀裂や壊れるなどの異常はないか	有 ・ 無		
	配管等（燃料関係）	配管等からガス漏れ等はないか	有 ・ 無		
	配管等（水道関係）	配管等から水漏れ等はないか	有 ・ 無		
			有 ・ 無		
倉庫、陶芸室	窓・扉等	窓・扉等に変形や破損はないか	有 ・ 無		
	ブロック塀等	塀の倒壊等はないか	有 ・ 無		
	室内の様子（注2）	地盤	★ 地盤沈下、亀裂などの異常はないか		有 ・ 無
		基礎	★ 壊れるなどの異常はないか		有 ・ 無
		構造体（柱）	★ 亀裂や壊れるなどの異常はないか		有 ・ 無
		内壁・天井	★ 亀裂や壊れるなどの異常はないか		有 ・ 無
		配管等（燃料関係）	配管等からガス漏れ等はないか		有 ・ 無
		配管等（水道関係）	配管等から水漏れ等はないか	有 ・ 無	
				有 ・ 無	
階段	内壁・天井	★ 亀裂や壊れるなどの異常はないか	有 ・ 無		
			有 ・ 無		
			有 ・ 無		
《メモ》					

注1) ★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保したうえで、ただちに、このシートの判定を行ってください。

注2) 倉庫、陶芸室及びエレベーターは立入禁止の区域であるため、一切立ち入らないでください。室内の様子は、室外（ピロティや屋外）から確認できる場合のみ実施してください。

判定	<input type="checkbox"/> 総合評価が“危険”である項目が1つでもある → ただちに別の避難先へ避難する
	<input type="checkbox"/> 全ての項目の総合評価が“安全”である → 建物内(1階)の確認を行う

注) 該当する判定結果に✓（チェック）マークを記入してください。

建物の安全確認 3

～ 建物内（1階）の確認～


必要人員
最低 4 人

1 確認の順番

建物の安全確認は、確認者の安全の確保につき、必ず、次の順番に行ってください。

確認内容	確認の順番	建物安全性チェックリストの種類
建物の外観・周辺環境の確認	1	Aシート
建地階	2	Bシート ①
物内 1階	3	Bシート ② これから行う作業
の 2階	4	Bシート ③
確認 PH（屋上階）	5	Bシート ④

2 注意事項

- ① 確認の際は、絶対に扉や窓などを壊さないでください。
- ② （立入禁止）マークのある区域には、一切立ち入らないでください。
- ③ 火災や余震など、身の危険を感じるがあったときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全の確保を優先してください。

3 確認方法

図1 平面図



- ① 「建物安全性チェックリスト」の項目について危険性を確認し、“有” “無” のいずれかを○（マル）で囲みます。
- ② 1つの場所ごとに危険性の判断結果を助案して総合的な評価を行い、“危険” “安全” のいずれかを○（マル）で囲みます。
安全面に不安を感じるようなことがあれば、必ず、“危険”と評価してください。
- ③ ★マークのついた項目において、危険性“有”と判断したものが1つでもあった場合には、その建物は危険ですので、必ず、総合評価を“危険”と評価してください。
なお、確認作業中に★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保しなければなりません。

このシートは、必ず、Bシート①までの判定を終えてから始めてください。

建物安全性チェックリスト (Bシート② / 1階)

確認日	年 月 日
確認者	

■ 建物内（1階）の確認

種別	危険性										総合評価		
	(構造体 柱等)	床	内壁	天井	照明器具	窓・扉	押入・棚等	配管・器具					
項目	★ なな いど かの 異常 はる	★ なな いど かの 異常 はる	★ なな いど かの 異常 はる	な破 い損 かや 落下 は	な破 い損 かや 落下 は	な変 形か 破損 は	壊 れて ない か	は漏 水、 いか 破損 等	れ火 災等 はガ ス漏				
玄関	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全	
玄関ホール	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全	
廊下（西方面）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全	
和室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全	
場 所	室内の様子（注2）	女子トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		男子トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		多目的トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		機能訓練室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		検診室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		保健指導室 相談室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		事務室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		物部歯科 診療所資料室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		物部歯科 診療所	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		廊下（東方面）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
階段（1→2階）	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全		
《メモ》													

注1) ★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保したうえで、ただちに、このシートの判定を行ってください。

注2) トイレ、機能訓練室、検診室、保健指導室・相談室、事務室、物部歯科診療所資料室、物部歯科診療所及びエレベーターは立入禁止の区域であるため、一切立ち入らないでください。
室内の様子は、室外）から確認できる場合のみ実施してください。

判定	<input type="checkbox"/> 総合評価が“危険”である項目が1つでもある → ただちに別の避難先へ避難する
	<input type="checkbox"/> 全ての項目の総合評価が“安全”である → 建物内(2階)の確認を行う

注) 該当する判定結果に✓（チェック）マークを記入してください。

建物の安全確認 4

～ 建物内（2階）の確認～


必要人員
最低 4人

1 確認の順番

建物の安全確認は、確認者の安全の確保につき、必ず、次の順番に行ってください。

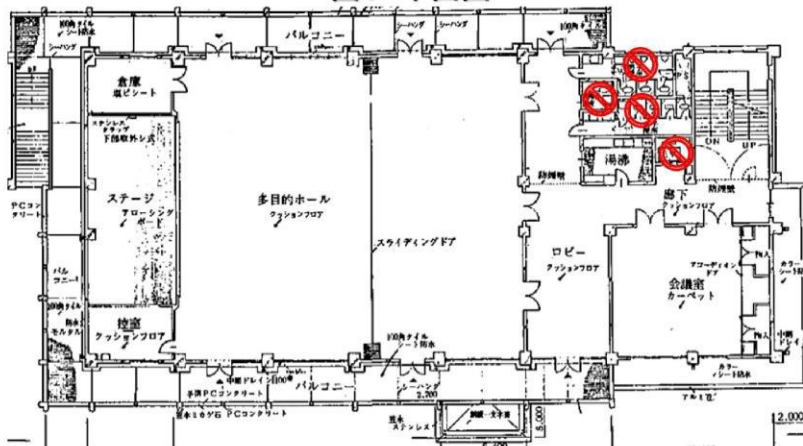
確認内容	確認の順番	建物安全性チェックリストの種類
建物の外観・周辺環境の確認	1	Aシート
建物内の確認		
地階	2	Bシート ①
1階	3	Bシート ②
2階	4	Bシート ③ これから行う作業
PH（屋上階）	5	Bシート ④

1 注意事項

- ① 確認の際は、絶対に扉や窓などを壊さないでください。
- ② （立入禁止）マークのある区域には、一切立ち入らないでください。
- ③ 火災や余震など、身の危険を感じるがあったときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全の確保を優先してください。

2 確認方法

図1 平面図



2 階

- ① 「建物安全性チェックリスト」の項目について危険性を確認し、「有」「無」のいずれかを○（マル）で囲みます。
- ② 1つの場所ごとに危険性の判断結果を勘案して総合的な評価を行い、「危険」「安全」のいずれかを○（マル）で囲みます。
安全面に不安を感じるようなことがあれば、必ず、「危険」と評価してください。
- ③ ★マークのついた項目において、危険性「有」と判断したものが1つでもあった場合には、その建物は危険ですので、必ず、総合評価を「危険」と評価してください。
なお、確認作業中に★マークのついた項目で危険性「有」と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保しなければなりません。

このシートは、必ず、Bシート②までの判定を終えてから始めてください。

建物安全性チェックリスト (Bシート③ / 2階)

確認日	年 月 日
確認者	

■ 建物内（2階）の確認

種別	危険性										総合評価
	(構造体 柱等)	床	内壁	天井	照明器具	窓・扉	押入・棚等	配管・器具			
								水道系	燃料系		
項目	★ なな亀 いど裂 かのや 異壊 常れ はる	★ なな亀 いど裂 かのや 異壊 常れ はる	★ なな亀 いど裂 かのや 異壊 常れ はる	な破 い損 かや 落 下 は	な破 い損 かや 落 下 は	な変 い形 かや 破 損 は	壊 れ て な い か	は漏 水 い か 破 損 等	れ火 等 災 は や ガ ス 漏		
廊下・ロビー	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
給湯室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
会議室	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
場 (注2) 室内の様子	女子トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	男子トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	多目的トイレ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
所	多目的ホール (フロア)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	多目的ホール (ステージ)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	多目的ホール (倉庫)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	多目的ホール (控室)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
	バルコニー	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
非常用階段	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
階段(2→PH)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
《メモ》											

注1) ★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保したうえで、ただちに、このシートの判定を行ってください。

注2) トイレ及びエレベーターは立入禁止の区域であるため、一切立ち入らないでください。室内の様子は、室外から確認できる場合のみ実施してください。

判定	<input type="checkbox"/> 総合評価が“危険”である項目が1つでもある → ただちに別の避難先へ避難する
	<input type="checkbox"/> 全ての項目の総合評価が“安全”である → 建物内(PH)の確認を行う

注) 該当する判定結果に✓(チェック)マークを記入してください。

建物の安全確認 5

～ 建物内（PH屋上階）の確認～


必要人員
最低 4 人

1 確認の順番

建物の安全確認は、確認者の安全の確保につき、必ず、次の順番に行ってください。

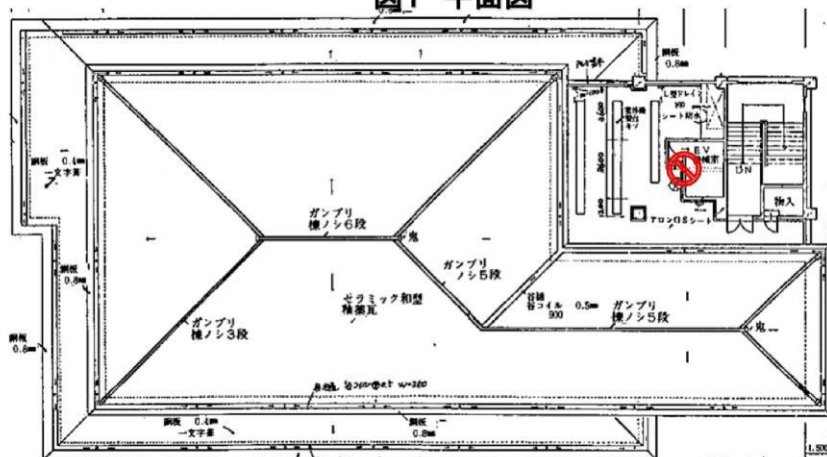
確認内容	確認の順番	建物安全性チェックリストの種類
建物の外観・周辺環境の確認	1	Aシート
建物内の確認	地階	Bシート ①
	1階	Bシート ②
	2階	Bシート ③
	PH（屋上階）	Bシート ④ これから行う作業

2 注意事項

- ① 確認の際は、絶対に扉や窓などを壊さないでください。
- ② （立入禁止）マークのある区域には、一切立ち入らないでください。
- ③ 火災や余震など、身の危険を感じるがあったときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全の確保を優先してください。

3 確認方法

図1 平面図



PH（屋上階）

- ① 「建物安全性チェックリスト」の項目について危険性を確認し、“有”“無”のいずれかを○（マル）で囲みます。
- ② 1つの場所ごとに危険性の判断結果を勘案して総合的な評価を行い、“危険”“安全”のいずれかを○（マル）で囲みます。
安全面に不安を感じるようなことがあれば、必ず、“危険”と評価してください。
- ③ ★マークのついた項目において、危険性“有”と判断したものが1つでもあった場合には、その建物は危険ですので、必ず、総合評価を“危険”と評価してください。
なお、確認作業中に★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保しなければなりません。

このシートは、必ず、Bシート③までの判定を終えてから始めてください。

建物安全性チェックリスト (B シート ④ / PH屋上階)

確認日	年 月 日
確認者	

■ 建物内（2階）の確認

種別	危険性											総合評価	
	屋根												
項目	★ なな亀 いど裂 かのや 異壊 常れ はる												
場所	屋上屋根	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	危険・安全
《メモ》													

注1) ★マークのついた項目で危険性“有”と判断したときは、ただちに確認作業を中止し、身の安全を確保したうえで、ただちに、このシートの判定を行ってください。

注2) エレベーター（機械室）は立入禁止の区域であるため、一切立ち入らないでください。

■ 屋上から見た周辺環境

場所	確認内容	総合評価
		危険・安全
《メモ》		

注1) 地上からでは確認できないこともありうるため、念のため、屋上からも周辺環境を確認してください。

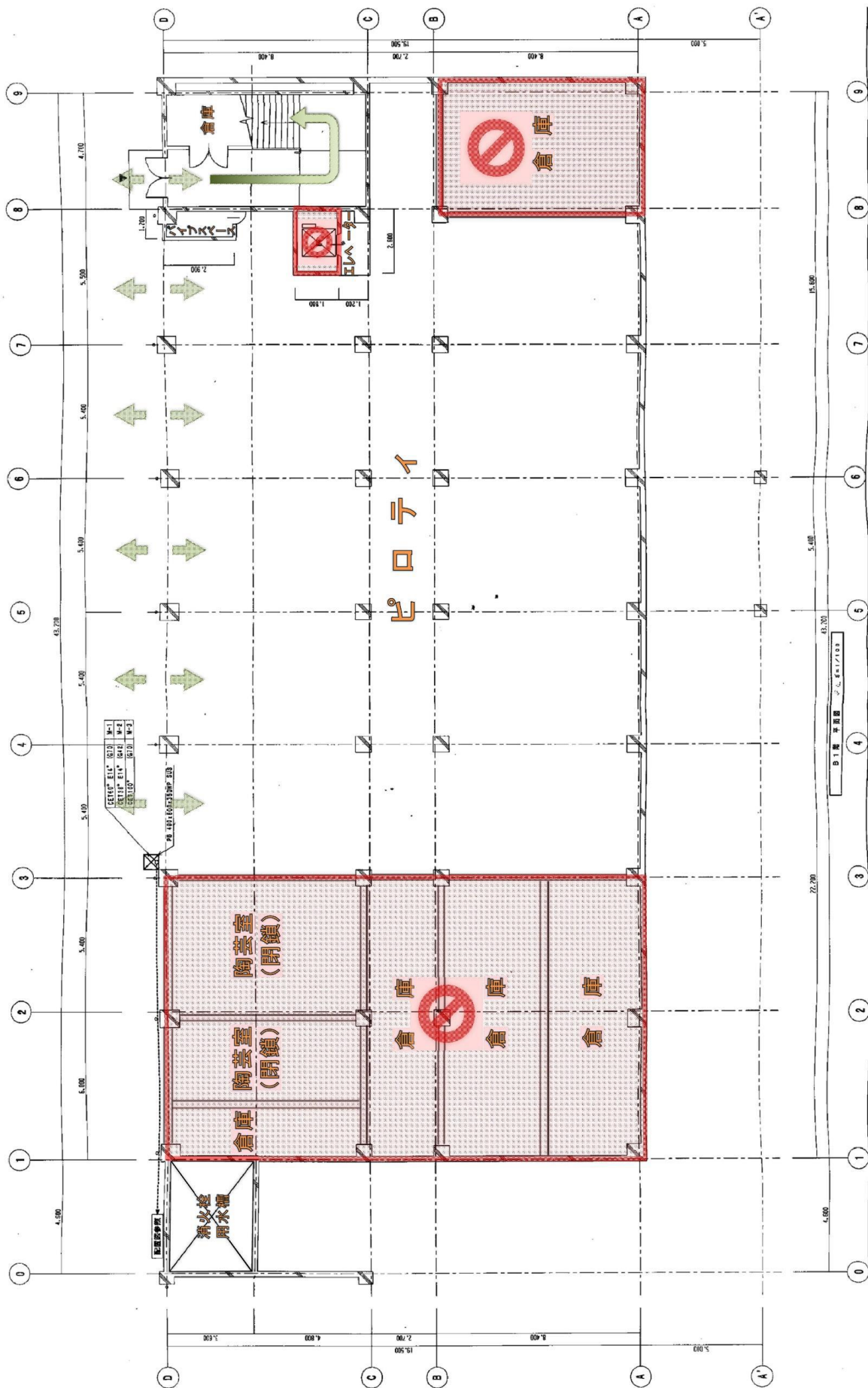
避難生活を送るには危険であると感じることがあれば、総合評価を“危険”とします。

判定	<input type="checkbox"/> 総合評価が“危険”である項目が1つでもある → ただちに別の避難先へ避難する
	<input type="checkbox"/> 全ての項目の総合評価が“安全”である → 建物の使用の可否を検討する

注) 該当する判定結果に✓（チェック）マークを記入してください。

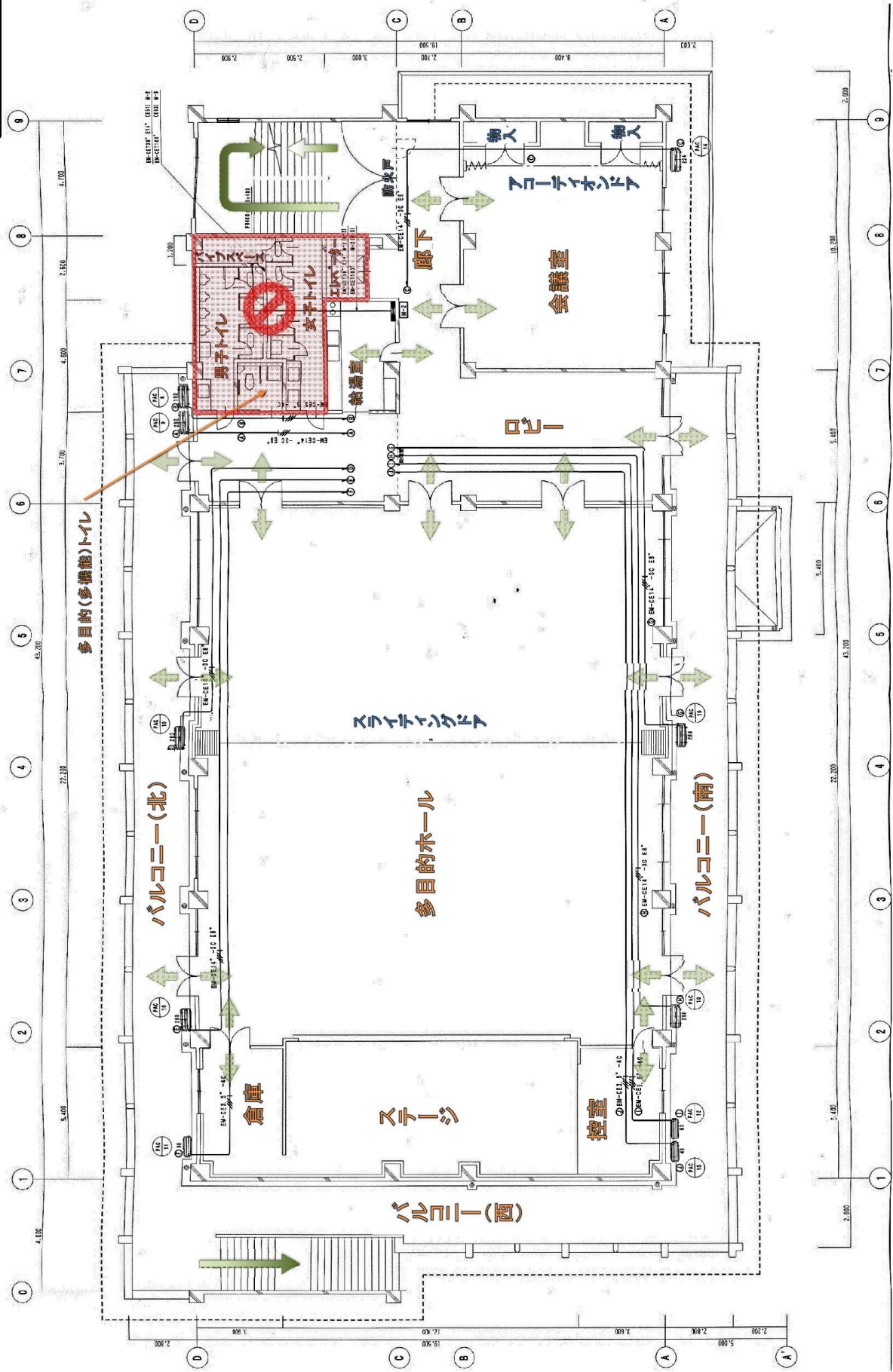
奥物部ふれあいプラザ 平面図

地階



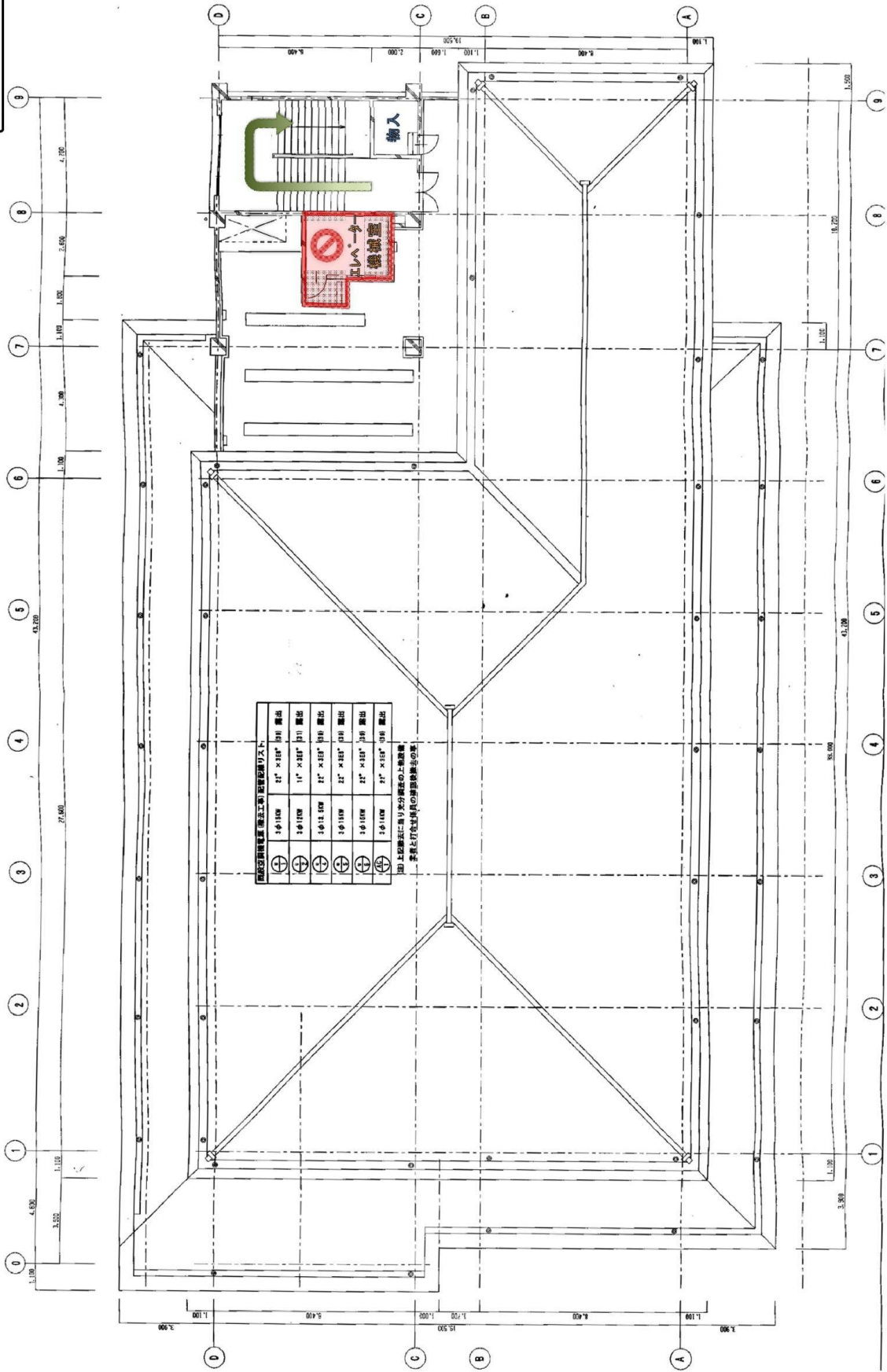
奥物部ふれあいプラザ 平面図

2階



奥物部ふれあいプラザ 平面図

P H
(屋上階)



奥物部ふれあいプラザ 位置図

